

官報

号外 昭和三十六年十月十七日

第三十九回衆議院會議録 第十号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和三十六年十月十七日

午後二時開議

第一 第二次国際不協定の締結について承認を求めるの件

第二 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 水資源開発促進法案(内閣提出)

第四 水資源開発公社法案(内閣提出)

第五 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○本日の會議に付した案件

海外移住審議会委員、国立近代美術館評議員会評議員、蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 第二次国際不協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 水資源開発促進法案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第四 水資源開発公社法案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第五 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

午後二時八分開議

○副議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

海外移住審議会委員、国立近代美術館評議員会評議員、蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、海外移住審議会委員に本院議員竹内俊吉君、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員坂田道太君、同長谷川保君、参議院議員林屋龜次郎君、蚕糸業振興審議会委員に本院議員田邊國男君、同高田富之君、同谷垣專一君、同中澤茂一君、長谷川四郎君、参議院議員木内四郎君、同清澤俊英君、同最上英子君を任命するため、それぞれ国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、その通り決しました。

日程第一 第二次国際不協定の締結について承認を求めるの件

○副議長(原健三郎君) 日程第一、第二次国際不協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

第二次国際不協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和三十六年九月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

第二次国際不協定の締結について承認を求めるの件

第二次国際不協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和三十五年十二月二十九日に第二次国際不協定に署名したが、この協定は、すずの需給を調整し、その国際価格を妥当な価格で安定させることを目的とするものであり、わが国としてもこれに積極的に協力するため、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

第二次国際不協定

締結政府は、

(a) すずの生産、消費又は貿易のための条件が有利かつ公正であることに強く依存している多数の国にとつてすずが特別に重要であることを認め、

(b) すずの国際貿易が有する特殊の困難(生産と消費との間の持続的な不均衡の傾向、過重な在庫の累積及び顕著な価格変動を含む)が、すずを生産し、又は消費する産業における広範な失業又は不完全雇用をもたらすおそれがあることを認め、

(c) 非商業的な軍用在庫の処分についての不安定性が、その処分に関する協議及び適当な通告を行なうための規定がない限り、すずの市況を悪化させるおそれがあることを考慮し、

(d) 前記の事態は、国際的措置を執らない限り、通常の市場の力によつては労働者に対する広範かつ不当な困難及びすず鉱床の尙早な放棄を防止することができないことを信じ、

(e) すずの不足の発生を防止する必要性及びこの協定の有効期間中いつでも不足が生じたときは供給の

公平な配分を確保するための措置を執る必要性を認め、

(f) また、千九百五十四年三月一日に署名のため開放され、かつ、千九百五十六年七月一日に効力を生じた國際すず協定(以下第一次協定という。)に基づいて開始された業務を継続することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) すずの供給と需要との間の不均衡から生ずるおそれがある広範な失業又は不完全雇用その他の重大な困難を防止し、又は緩和すること。

(b) すずの価格の過度の変動を防止すること及び供給と需要との間の長期的均衡を確保するように価格の妥当な程度の安定を達成すること。

(c) 消費者に対し公正であり、かつ、生産者に対し妥当な収益をもたらす価格でのすずの十分な供給を確保すること。

(d) 世界におけるすずの消費の増大を容易ならしめるため、すず鉱床を不必要な放置又は尚早な放棄から保護しつつ一層経済的なすずの生産を促進する措置を検討するた

めの大綱を定めること及び新たなすず鉱床を開発する長期的必要性を常に検討すること。

(e) 第一次協定に基づいて開始された業務を継続すること。

第二条 定義

この協定の適用上、

「すず」とは、すず地金その他の製錬すず又は精鉱に若しくは鉱床から採掘された鉱石に含有されているすず分をいう。この定義の適用上、「鉱石」には、(a)選鉱以外の目的のため鉱床から採掘された物質及び(b)選鉱の際廃棄される物質は、含まれないものとみなされる。

「すず地金」とは、十分に商品価値のある製錬すずで純度九十九・七五パーセント以上のものをいう。

「保有すず地金」とは、緩衝在庫の保有についていうときは、緩衝在庫のために購入されたが緩衝在庫の管理官がまだ受領していない地金を含むものとし、緩衝在庫から売却されたが同管理官がまだ引き渡していない地金を除くものとする。

「トン」とは、常衡二、二四〇ポンドのロング・トンを用いる。

「純輸出量」とは、附屬書C第一部に掲げる状況の下に輸出された量から同附屬書第二部の規定に従つて定められた輸入量を差し引いたものをいう。

「参加国」とは、自国の領域の全部若しくは一部について自国のために、若しくはこの協定を批准し、これを受諾し、これを批准し若しくは受諾する意思を通告し、若しくはこれに加入する権限を自国に与えている国若しくは領域のために、この協定を批准し、これを受諾し、これを批准し若しくは受諾する意思を通告し、若しくはこれに加入した国の政府又は第三国若しくは第二十二条の規定に従つて個別的参加が宣言された国若しくは領域の政府をいい、また、文脈により、これらの国又は領域自体をいう。

「消費国」とは、批准書、受諾書、通告書若しくは加入書において消費国であると宣言した参加国又は関係文書において消費国であると宣言された参加国をいう。

「供与国」とは、緩衝在庫に対し現金又はすず地金を供与した参加国をいう。

「生産国」とは、批准書、受諾書、通告書若しくは加入書において生産国であると宣言した参加国又は関係文書において生産国であると宣言された参加国をいう。

「単純過半数」とは、参加国の投票を合算したものの過半数をいう。

「個別単純過半数」とは、生産国の投票の過半数及び消費国の投票の過半数(それぞれ別個に計算する。)をいう。

「三分の二の個別多数」とは、生産国の投票の三分の二の多数と消費国の投票の三分の二の多数(それぞれ別個に計算する。)をいう。

「効力の発生」とは、別に定める場合を除き、千九百六十一年七月一日におけるこの協定の最初の効力の発生をいう。その効力の発生は、第二十一条の規定に従つて暫定的なものであると同条3の規定に従つて確定的なものであると問わない。

「統制期間」とは、統制期間として宣言され、かつ、その期間中の総輸出許可量が定められている期間をいう。

「四半期」とは、暦年の四分の一で、場合に応じ、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日から始まるものをいう。

第三条 参加

各締約政府は、第二十一条の規定に基づいて寄託する批准書、受諾書若しくは批准し若しくは受諾する意思の通告書又は第二十二条の規定に基づいて寄託する加入書において、生産国又は消費国のいずれかとしてこの協定に参加することを希望する旨を宣言しなければならない。締約政府は、この協定を批准し、これを受諾し、これを批准し若しくは受諾する意思を通告し、又はこれに加入するときは批准書、受諾書、通告書又は加入書において、その後は第二十二条2の規定に従うことを条件として、すずの生産又は消費に關係がある国又は領域で同政府が場合に應じ生産国又は消費国として個別的に参加することを宣言する権限を有するもののために、前記の国又は領域が生産国又は消費国として個別的に参加することを宣言することができ

る。

第四条 國際すず理事会

A 構成

1 (a) この協定の効力の発生に伴い、この協定の規定を実施し、かつ、その運営を監督するため、國際すず理事会(以下「理事会」という。)を設立する。

(b) 理事会の所在地は、ロンドンとする。

2 理事会は、議長及び各参加国の代表をもつて構成する。

3 各参加国は、理事会において、代表一人によつて代表される。各代表は、自己の不在その他の特別の場合に自己に代わつて行動し及び投票する権限を有する代表代理並びに顧問を理事会の会合に伴うことができる。

4 (a) 理事会は、三分の二の個別多数によつて独立の議長一人を任

命する。この議長は、いずれかの参加国の国民であることを妨げない。議長の任命については、この協定の効力の発生後の理事会の第一回会合において審議する。

(b) 議長は、その任命に先だつ十年間に於て産業又は採掘取引に実質的に従事したことがあつてはならず、かつ、8に定める条件に合致していなければならぬ。

(c) 議長は、理事会が定める任期その他の条件に従い、在職する。

(d) 議長は、理事会の会合において投票権を有しない。

5 議長は、理事会の会合を主宰し、また、理事会の決定に従つて、この協定の運営及び実施について、理事会に対して責任を負う。

6 理事会は、副議長二人を、一人は生産国の代表から、一人は消費国の代表から、毎年選挙する。副議長は、理事会が別段の決定をしない限り、理事会の議長として行動する間は、議長のすべての権限及び任務を有する。副議長は、議長として行動する間は投票権を有しないが、自己の代表団の投票権を行使する他の者を任命することができる。

7 (a) 理事会は、事務局長一人及び第八条の規定に従つて設置される緩衝在庫の管理官一人を任命し、並びにこれらの役員の勤務条件を定める。

(b) 理事会は、事務局長の任務を定めなければならないが、また、緩衝在庫の管理官(以下管理官という。)がこの協定に定める任務及び理事会が課することを適当と認めるその他の任務を遂行する方法について議長に指示を与えることができる。

(c) これらの役員は、その任務の遂行について第一に議長に対して責任を負い、また、理事会が必要と認める職員の補佐を受け、これらの職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会によつて承認されなければならない。

8 議長、事務局長、管理官及び職員の任命及び雇用については、これらの者が採掘又は採掘取引にいかなる金銭上の利害関係をも有していないか、又は有しないようになること及び、その職務又は任務に関し、理事会又はこの協定の規定に従つて理事会に代わつて行動する者以外のいかなる政府、個人又は機関の指示をも求めず、又は受けないことを条件とする。

9 理事会によつて認められ、又はこの協定に基づく自己の任務の適

切な遂行のため必要な場合を除くほか、理事会のいずれの役員又は職員も、この協定の実施又は運営に関するいかなる情報をも漏らしはならない。

B 会合

10 (a) 理事会は、少なくとも一年に四回会合するものとする。

(b) 会合は、いずれかの参加国の要請により又はこの協定の規定が要求するところに従い、議長又は議長に支障があるときは事務局長が招集する。会合は、また、議長がその裁量によつて招集することができる。

(c) 会合は、理事会が別段の決定をしない限り、理事会の所在地で開催されるものとし、第十条の規定に基づいて招集される場合を除き、各会合について少なくとも七日の予告が与えられるものとする。

11 理事会のいかなる会合においても、生産国の票数の三分の二の合計票数を有する代表と消費国の票数の三分の二の合計票数を有する代表とが総体で定足数を構成する。ただし、理事会のいずれかの会合について前記の定足数が得られない場合には、少なくとも七日を経過した後に再び会合が招集される。この会合においては、一、〇〇〇票をこえる合計票数を

有する代表が総体で定足数を構成する。

12 いずれの参加国も、理事会のいずれかの会合において自国の利益を代表し、かつ、自国の投票権を行使することを、理事会が満足する妥当な形式により、他のいずれかの参加国に委任することができる。

C 投票

13 (a) 生産国は、合計して一、〇〇〇票を有する。この一、〇〇〇票は、各生産国が、最初の五票のほか、この協定の附属書A(2)の欄に掲げる自国の百分率又は第七条10の規定に従つて随時公表される自国の百分率とすべての生産国の百分率の合計との比率にできる限り等しい比率の票数を受けるように生産国の間に配分する。また、消費国は、合計して一、〇〇〇票を有する。

この一、〇〇〇票は、各消費国が、最初の五票のほか、この協定の附属書B(2)の欄に掲げる自国のトン数とすべての消費国の総トン数との比率にできる限り等しい比率の票数を受けるように消費国の間に配分する。

(i) 消費国が三十をこえるときは、各消費国のための最初の票数は、すべての消費国のための

の最初の票数の合計が一五〇をこえてはならないという要件に合致する最高の整数でなければならない。

(ii) この協定の効力の発生後、いずれかの国が消費国としてこの協定を批准し、これを受諾し、これを批准し若しくは受諾する意思を通告し、又はこれに加入するときは、理事会は、その国のトン数を決定し、かつ、公表する。そのトン数は、この条の適用上、附属書B(2)の欄に掲げるトン数の一とみなし、理事会が定める日から適用する。

(iii) 理事会は、その第一回会合において附属書B(2)欄に掲げるトン数を検討し、その全部又は一部を改定することができる。理事会は、その改定が行なわれたときは、改定されたトン数を公表する。この改定されたトン数は、この条の適用上、附属書B(2)の欄に掲げるトン数とみなし、その改定の日から次の改定の日又は千九百六十二年六月三十日のいずれか早い日まで適用する。

(iv) 千九百六十二年及びその後各暦年の第二四半期中に開催される会合において、理事会

は、これに先だつ十二月三十一日を終期とする三箇年における各消費国の年間消費量を検討し、かつ、この消費量の平均を基礎とする各消費国の改定されたトン数を公表する。このトン数は、この条の適用上、附屬書Bの欄に掲げるトン数とみなし、翌年の七月一日から適用する。

(v) いかなる参加国も四百五十票をこえる票数を有してはならない。

(vi) 一未満の数を伴う票は、あつてはならない。

(b) 附屬書A若しくは附屬書Bに掲げる国がこの協定を批准し、これを受諾し、若しくはこれを批准し若しくは受諾する意思を通告しなかつたため、又は(a)、第五条、第八条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条若しくは第二十一条の規定を適用したために、消費国又は生産国の票数の合計が一、〇〇〇票に不足する場合には、残余の票は、場合に応じ、他の消費国又は生産国の間に配分する。この配分される票は、これらの消費国又は生産国がおのおの既に有している票数から最初に配分された票数を差し引いたものにできる限り比例するものとし、かつ、そ

の票には端数を伴う票があつてはならないものとする。

14 理事会の決定は、別段の定めがある場合を除くほか、個別単純過半数によつて行なう。棄権は、賛成投票又は不賛成投票のいずれともみなさない。投票の際、代表は、自己の票を分割してはならない。

D 職務及び任務

15 (a) 理事会は、自己が要請するときはいつでも、緩衝在庫の保有量及び運用に関する情報でこの協定に基づき自己の職務を遂行するために必要と認めるものを議長から受ける。

(b) 理事会は、

(i) 各四半期の終了後、当該四半期末における理事会の保有する地金のトン数を示す明細書を公表する。

(ii) 各会計年度の終了後、当該年度の理事会の活動の報告書を公表する。

もつとも、前記の明細書又は報告書は、理事会が別段の決定をしない限り、関係期間の終了後三箇月以内には公表しないものとする。

16 理事会は、国際連合及びその専門機関の適当な機関並びに不特定の関係がある他の国際機関と協議

し、及び協力するために適当なすべての取極を行なうものとする。

17 理事会は、参加国に対し、この協定の満足な運営に必要なすべての情報を提供するよう要請することができる。また、第十六条の規定に従うことを条件として、参加国は、この要請された情報をできる限り詳細に提供する。

18 理事会は、この協定の運営及び実施のため必要な権限(第五条に定める運営勘定のため借入れを行なう権限を含む)を有し、かつ、この協定の運営及び実施のため必要な任務を遂行する。

19 (a) 理事会は、その職務の遂行について理事会を補佐するため必要と認める委員会を置くことができる。

(b) 理事会は、自己の有する権限で個別単純過半数により行使することができものを、いつでも三分の二の個別多数により、委員会に委任することができ

る。理事会は、三分の二の個別多数により、この委員会の付託事項を決定し、かつ、その委員を任命する。理事会は、このような委任を単純過半数により、いつでも撤回することができる。

20 (a) 理事会は、自己の手続規則を制定する。

(b) 理事会の委員会は、理事会が別段の決定をしない限り、自己の手続規則を制定することができる。

E 特権及び免除

21 理事会は、各参加国において、この協定に基づくその職務の遂行のため必要な通貨交換上の便宜を与えられる。

22 理事会は、各参加国において、その国の法律に反しない範囲内で、この協定に基づく理事会の職務の遂行のため必要な法律上の能力を与えられる。

23 理事会は、各参加国において、その国の法律に反しない範囲内で、理事会の資産、収入その他の財産につき、この協定に基づく理事会の職務の遂行のため必要な課税の免除を受ける。

24 理事会が所在する国の政府は、理事会がその職員であつて自国の国民でないものに支払つた報酬に対する課税を免除する。

第五条 会計

1 理事会は、理事会又は理事会の委員会への代表の費用並びにその代理及び顧問の費用について責任を有しない。

2 (a) この協定の運営及び実施のため二勘定を維持する。
(b) 議長、事務局長、管理官及び職員員の報酬を含む理事会の運営

費及び事務所費は、一勘定(以下「運営勘定」といふ)に記帳する。

(c) 緩衝在庫の取引若しくは操作の際に生ずるか又はそれに附せられるすべての費用(貯蔵、委託、保険及び電信電話施設に関するすべての費用を含む)は、この協定に基づき参加国が負担する緩衝在庫に対する供与分から支弁され、かつ、管理官が他の一勘定(以下「緩衝在庫勘定」といふ)に記帳する。

3 理事会は、この協定の効力の発生後の第一回会合において次のことを行なう。

(a) その会計年度を決定すること。

(b) この協定の効力の発生の日とその会計年度の末日との間の期間について運営勘定における分担金及び支出の予算を承認すること。

その後は、理事会は、各会計年度について同様の年次予算を承認する。一会計年度中いつでも運営勘定の残高が理事会の運営費及び事務所費を支弁するには不十分となるおそれがあると認めるときは、理事会は、その会計年度の残余の期間について追加予算を承認することができる。

4 理事会は、前記の予算を基礎として、各参加国の分担金をスターリング貨で査定する。各参加国は、査定の通告を受けた時に、自国の分担金の全額を理事会の事務局長に支払う義務を負う。各参加国は、その査定のあつた日に自国が理事会において有する一票について所要総額の二百分の一を支払うものとする。ただし、いずれの国の分担金も、一會計年度につき一〇〇スターリング・ポンドをすまわるものであつてはならない。

5 参加国がこの条、第七条及び第八条に基づいて理事会に対して行なう支払並びに理事会が第十一条及び第二十条に基づいて参加国に対して行なう支払は、スターリング貨又は、参加国の選定に従い、ロンドンの外国為替市場でスターリング貨に自由に交換される通貨で行なうものとする。

6 理事会は、査定の通告の日付の日から六箇月以内に分担金を支払わないすべての参加国から理事会の会合における投票権を奪うことができる。このような国が査定の通告の日付の日から十二箇月以内に分担金を支払わないときは、理事会は、この協定に基づく他のいづれの権利（第十一条の規定に基づく緩衝在庫の清算の際の参加権のうち未払分担金に相当する部分

に係るものを含む。）を奪うことができる。ただし、理事会は、このような未払分担金が支払われたときは、6の規定に基づいて奪われた権利をその国に対して回復させるものとする。

7 理事会は、各會計年度の終了後できる限りすみやかに、會計検査済みの運営勘定及び緩衝在庫勘定を公表する。もつとも、緩衝在庫勘定は、関係會計年度の終了後三箇月以内には公表しないものとする。

第六条 最低価格及び最高価格

1 この協定の適用上、すず地金に対する最低価格及び最高価格は、次に定めるとおりとする。

2 最初の最低価格及び最高価格は、それぞれ一トンにつき七三〇スターリング・ポンド及び八八〇スターリング・ポンドとする。ただし、第一次協定の終了の日に他の価格が実施されていた場合には、それらの価格は、最低価格及び最高価格又はそのいずれか一方に代わるものとする。

3 最低価格と最高価格との間の差は、三の価格帯に分ける。これらの価格帯は、理事会が三分の二の個別多数によつて別段の決定をしない限り、均等とする。

4 (a) 理事会は、この協定の効力の発生後の第一回会合において及びその後は随時又は第十条の規定に従つて、最低価格及び最高価格がこの協定の目的を達成するために適当であるかどうかを検討するものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができる。

(b) 理事会は、前記のことを行なうに際して、すずの生産及び消費の現在の傾向、既存の生産力、将来の十分な生産力を維持するための時価の妥当性その他関係要素を考慮に入れなければならない。

5 理事会は、改定された最低価格又は最高価格（第十条の規定に基づいて決定される暫定価格又は改定価格を含む。）及び改定された価格帯をできる限りすみやかに公表する。

第七条 輸出統制

1 理事会は、生産国がこの条の規定に従つて輸出することができるすずの量を随時決定する。この量の決定に際して、理事会は、すず地金の価格を最低価格と最高価格との間に維持するように需要に供給を適合させることを任務とする。理事会は、また、予測することができない事情から生ずる供給と需要との間の不均衡を是正する

ために十分なすず地金及び現金を緩衝在庫に維持することを目標としなければならない。

2 (a) 理事会は、この協定の効力の発生後できる限りすみやかに、及びその後は少なくとも各四半期に一回、次の四半期のすずの予想される需要の見積りを行なう。理事会は、この見積り、緩衝在庫の保有すず地金の量、生産国の保有在庫量、予想される商業用在庫量の傾向、すず地金の時価、第八条及び第十一条の規定その他すべての関係要素に照らして、その四半期又は(b)の規定に基づいて統制期間として宣言される他の期間を統制期間として宣言することができるものとし、また、同一の決議により、その統制期間に対する総輸出許可量を定めるものとする。この総輸出許可量を定めるに際して、理事会は、1に規定された原則を遵守するものとする。

(b) 統制期間は、四半期に対応するものとする。ただし、理事会は、この協定の有効期間中輸出制限が初めて実施される場合又は輸出制限が行なわれなかった期間の後再び実施される場合は、二箇月以上五箇月以内の期間で三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日

を終期とするものを統制期間として宣言することができる。

(c) この協定に基づく各統制期間における輸出制限は、その期間についての理事会の明示の決定によるものとし、理事会がその期間を統制期間として宣言せず、かつ、その期間に対する総輸出許可量を定めない限り、実施しないものとする。

(d) 理事会は、少なくとも一〇、〇〇〇トンのすず地金が前記の期間の初めに緩衝在庫に保有される可能性があると認めない限り、統制期間を宣言してはならない。

ただし、

(i) 輸出制限が行なわれなかった期間の後初めて統制期間が宣言されるときは、2の適用上、数量は五、〇〇〇トンとし、かつ、

(ii) 理事会は、三分の二の個別多数により、いかなる期間についても、場合に依り、所要の一〇、〇〇〇トン又は五、〇〇〇トンの量を削減することができる。

(e) 効力を生じた総輸出許可量は、緩衝在庫の保有量が(d)の規定に基づく所要のすず地金の最低量又はその規定に基づいてその最低量に代わる他の量を下ま

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 第二次國際貿易協定の締結について承認を求めるの件

わつたという事実のみによつては、関係統制期間中効力を失うことはない。

(f) 理事会は、第九條及び第十條の規定に基づく援衡在庫の操作の停止にかかわらず、統制期間を宣言し、かつ、総輸出許可量を定めることができる。

(g) 理事会は、(a)の規定に基づいて既に定められた総輸出許可量を改定することができる。ただし、この量は、関係統制期間中は、削減することができない。

3 2の規定にかかわらず、総輸出許可量が第一次協定に基づいて千九百六十一年四月一日から六月三十日までの期間について定められ、かつ、第一次協定の終了の際になお効力を有するときは、

(i) 千九百六十一年七月一日から九月三十日までの四半期は、この協定に基づいて統制期間として宣言されたものとみなし、

(ii) 前記の統制期間に対する総輸出許可量は、この条の規定に従つて理事会により改定されない限り、千九百六十一年四月一日から六月三十日までの期間について第一次協定に基づいて定められた総輸出許可量と同一であるものとする。

ただし、千九百六十一年七月三十一日に一〇、〇〇〇トンを下まわるはずの地金が援衡在庫に保有されているときは、理事会は、その第一回会合において情勢を検討するものとし、輸出制限を継続する決定に達しなかつたときは、その期間は、統制期間でなくなるものとする。

4 いずれかの統制期間に対する総輸出許可量は、附属書Aに掲げる各国の百分率又はこの協定に従つて公表されることがある改定百分率表に掲げる各国の百分率に比例して生産国の間に配分し、いずれかの統制期間についていずれかの国に關してこのように算出されたすすの量は、この統制期間に対するその国の輸出許可量とする。

5 この協定の効力の発生後いづれかの国が生産国としてこの協定を批准し、これを受諾し、これを批准し若しくは受諾する意思を通告し、又はこれに加入するときは、理事会は、その国の百分率を決定し、かつ、すべての他の参加生産国の百分率をそれらの国の現行の百分率に比例して再決定する。

6 (a) 理事会は、生産国の百分率を検討し、附属書Gに掲げる規則に従つてこれを再決定する。ただし、生産国の百分率は、十二箇月の期間中は、その期間の当

初における百分率の十分の一をこえて削減してはならない。

(b) 理事会は、随時、三分の二の個別多数により附属書Gを改正することができる。この改正は、同附属書に合致されるものとみなして適用する。

(c) (a)及び(b)に掲げる手続によつて算出された百分率は、公表するものとし、かつ、附属書A(2)の欄に掲げる百分率に代わるものとして、理事会の決定の日に従つて四半期の最初の日から適用する。

7 (a) 4の規定にかかわらず、理事会は、生産国の同意を得て、総輸出許可量に対するその国の持分を削減し、かつ、その削減量を、他の生産国の間にこれらの生産国の百分率に比例して、又は事情により必要であるときは他の方法により、再配分することができる。

(b) (a)の規定に従つていずれかの統制期間についていずれかの生産国に關して決定されたすすの量は、この条の規定の適用上、その統制期間に対するその国の輸出許可量とみなす。

8 (a) 生産国でいづれかの統制期間に対する自国の輸出許可量に従つて輸出する権利を有する量のすすをその統制期間中に輸出す

ることができないと認めるものは、できる限りすみやかに、いかなる場合においても前記の輸出許可量が効力を生じた日の後一箇月以内に、理事会に対し、その旨を宣言しなければならぬ。

(b) 理事会は、前記の宣言を受けるとき、又はいづれかの生産国がその輸出許可量に従つて輸出する権利を有する量のすすをいづれかの統制期間中に輸出することができないと認めるときは、所定の総輸出許可量が実際に輸出されるため必要と認める量だけその統制期間に対する総輸出許可量を増加することができる。

9 (a) 各統制期間における各生産国からのすすの純輸出量は、この条に別段の定めがある場合を除き、その統制期間に対するその国の輸出許可量を限度とする。

(b) (a)の規定にかかわらず、いづれかの統制期間におけるいづれかの生産国からのすすの純輸出量が、その統制期間に対するその国の輸出許可量を五パーセントをこえて超過するときは、理事会は、この純輸出量がその国の輸出許可量を超過した量をこえない追加の供手を援衡在庫に對して行なりよりその国に要求

することができ。この供手は、すす地金若しくは現金で又は理事会が定める割合のすす地金及び現金で、かつ、理事会が定める期日前行なりものとす。現金で行われる供手の部分は、理事会の決定の日を実施されている最低価格で算出する。

すす地金で行なわれる供手の部分は、その供手が行なわれる統制期間に対するその国の輸出許可量に含めるものとし、これに對する追加分としない。

(c) (a)の規定にかかわらず、いづれかの連続する四統制期間におけるいづれかの生産国からのすすの純輸出量の合計が、これらの期間に對するその国の輸出許可量の合計を一パーセントをこえて超過するときは、その後の四統制期間のそれぞれに對するその国の輸出許可量は、超過して輸出したトン数の合計の四分の一又は理事会が決定するときはそれより大きい割合(ただしその合計の二分の一をこえないものとする。)の削減を受けることがある。この削減は、理事会が削減の決定を行なつた統制期間に就く次の統制期間から適用する。

(d) いずれかの国からのすすの純輸出量の合計が連続する四統制

期間を通じて(ロ)に掲げるその国の輸出許可量をこえた後、さらに、次の連続する四統制期間におけるその生産国からのすすの純輸出量の合計がこれらの四統制期間に対する輸出許可量の合計をこえるときは、理事会は、(ロ)の規定に従つてその国の総輸出許可量を制限するほか、緩衝在庫の清算の際のその国の参加権の一部(最初は二分の一をこえないものとする。)を奪うことを宣言することができる。理事会は、その決定する条件に基づき、このようにして奪われた参加権をいつでもその国に対して回復させることができる。

(e) 自国の輸出許可量をこえる量及びこの条の他の規定により許される量をこえる量のすすを輸出した生産国は、できる限り早い機会に、このような自国のこの協定に対する違反を是正するため効果的な措置を執らなければならない。理事会は、9の規定に基づいて執る手段を決定するに当たり、その生産国が前記の措置を執らなかつたこと又はその措置を執ることが遅れたことを考慮に入れなければならない。

10(a) いずれかの生産国の百分率の決定若しくは変更又はいずれかの

の生産国の脱退によつて百分率の合計が百でなくなるときは、他の各生産国の百分率は、その合計が百になるように比例的に調整されるものとする。

(b) この場合には、理事会は、できる限りすみやかに改定百分率表を公表する。この表は、輸出統制に關しては、百分率を改定する決定が行なわれた統制期間の次の統制期間の最初の日から適用する。

11 各生産国は、自国の輸出量がい

ずれの統制期間に対する自国の輸出許可量にもできる限り一致するよう、この条の規定を遵守し、かつ、実施するため必要な措置を執らなければならない。

12 この条の規定の適用上、理事会

は、いずれかの生産国からのすすの輸出量にその国の鉱業生産から生ずるいかなる物質に含有されていすす分をも含めることを決定することができる。

13 すすは、附属書C(1)の欄に掲

げる国については、同附属書(2)の欄にその国の国名に対応して掲げる手続が完了したときは、輸出されたとみなす。ただし、

(i) 理事会は、随時、その国の同意を得て附属書Cを改正することができる。この改正は、同附

属書に合体されるものとみなして適用する。

(ii) 理事会は、すすがいずれかの生産国から附属書C(2)の欄に定める方法以外の方法で輸出されたときは、この協定の適用上そのすすが輸出されたとみなすべきかどうかを決定し、輸出されたとみなすときは、その輸出が行なわれたとみなす時を決定する。

14 第一次協定第七条2の規定に基

づいて給輸出許可量が定められていす統制期間及び第一次協定第七条7又は9の規定に基づいて行なわれた制数は、千九百六十年七月一日からは、この条の規定に基づいて定められ、又は行なわれたものとみなす。

15(a) 理事会は、附属書Dに掲

げる条件が履行されたと認めるときは、三分の二の個別多数により、2にいう輸出許可量のほか、特定の量のすすの輸出(以下「特別輸出」といふ。)を許可することができる。

(b) 理事会は、三分の二の個別多

数により、特別輸出に対し必要と認める条件を附することができ

(c) 特別輸出は、第十二条の規定及び理事会が附する条件が履行されたときにも、7又は9の規

定が適用されている限り、考慮に入れない。

(d) 理事会は、三分の二の個別多数により、附属書Dに掲げる条件をいつでも改正することができる。ただし、その改正は、15の規定に基づいて与えられた許可及び同規定に基づいてすでに附された条件に従つていすれかの国が行なつたことを害するものではない。

16(a) 生産国は、管理官に対し、す

す地金の特別寄託を行なうことができる。特別寄託は、緩衝在庫の一部として取り扱われず、かつ、管理官は、これを自由に処分してはならない。

(b) 自国内のすす地金の特別寄託

を行なう意思を有する旨を理事会に通報した生産国は、理事会が輸出される地金又は精鉱が特別寄託の対象であるすす地金となることを確認するために要求する証拠を提供することを条件として、4の規定に基づいてその国に割り当てられた輸出許可量のほかに、その地金又は精鉱を輸出することを許可されるものとする。7、8及び9の規定は、その生産国が第十二条の要件に従うことを条件として、その輸出には適用しない。

(c) 管理官は、特別寄託を理事会が決定する場所においてのみ受領することができる。

(d) 議長は、前記のすべての特別寄託の受領を参加国に通告する。

(e) すす地金の特別寄託を行なつた生産国は、いずれかの統制期間においてその輸出許可量の全部又は一部に充てるため、その特別寄託の全部又は一部の返還を受けることができる。その場合には、特別寄託から返還を受けた量は、この条の規定の適用上、その返還が行なわれた統制期間中に輸出されたとみなす。

(f) 統制期間として宣言されなかつた四半期においては、特別寄託は、第十二条7の規定に従ふことのみを条件として、その寄託を行なつた国が自由に処分することができる。

(g) 特別寄託に關連して直接生ずるすべての経費は、その寄託を行なう国が負担する。

第八条 緩衝在庫の設置

1 この条の規定に従つて緩衝在庫を設置し、かつ、維持し、生産国は、これに対して供手を行なう。

2(a) 生産国は、合計二二、五〇〇トンのすす地金及び合計七、五〇〇トンのすす地金に相当する額の

現金で供手を行なう。この供手は、千九百六十一年七月三日に又は理事会がその第一回会合において決定するその後の期日までに進行するものとする。

(b) 理事会は、その第一回会合において、(a)の規定に基づき、地金で行なうこととなつて供手の一部を現金で行なうこと又は現金で行なうこととなつて供手の一部を現金で行なうこととなつて供手を行なうことができる。理事会がこの決定を行なつたときは、生産国は、その決定が行なわれた日の後三箇月以内に又は理事会が決定するそれより長い期間内に、その決定を実施するための措置を完了するものとする。

3 不協定地金で行なうこととなつて供手は、第一次協定に基づいて保有されていた緩衝在庫の地金を移転することにより、行なうことができる。

4 2にいう供手は、附属書A(2)の欄に掲げる百分率に従つて、生産国の間に割り当てるものとする。

5 (a) いずれかの生産国が千九百六十一年七月一日以後にこの協定を批准し、これを受諾し、これを批准し若しくは受諾する意思を通告し、又はこれに加入するときは、その国の供手は、第七条

5の規定に基づいて決定され、又は再決定される附属書A(2)の欄の百分率を参照して、理事会が決定する。

(b) (a)の規定に基づいて決定される供手は、文書の寄託の日に行なうものとする。

(c) 理事会は、合計が(a)の規定に基づいて受領した供手分をこえない限度の返還を他の生産国に對して行なうより決定することができ、また、その返還の全部又は一部を不協定地金で行なうことを決定するときは、必要と認める条件をその返還に附することができ、

6 (a) 理事会は、緩衝在庫のため、緩衝在庫が保有する不協定の倉庫証券を担保として、必要と認める金額を借り入れることができる。ただし、その借入れの最高額及び条件は、消費国の投票の過半数及び生産国の投票の全部により承認されなければならない。また、いずれの消費国も、この借入れによりなんらの義務を負わなければならない。

(b) 理事会は、三分の二の個別多数により、緩衝在庫のための借入れに適當と認める他の取極を行なうことができる。ただし、いずれの参加国に對しても、その国の同意がない限り、(b)の規定

定に基づいていかなる義務をも課さないものとする。

7 (a) いずれの参加国も、理事会の同意を得て、かつ、その附する条件で、緩衝在庫に對し、現金若しくは不協定地金又はその双方で自発的供手を行なうことができる。

(b) 議長は、前記の自発的供手の受領を参加国に通告する。

(c) 理事会は、参加国の要請により、いつでも、その国が緩衝在庫に對して行なつた自発的供手の全部又は一部をその国に返還することができ、この返還の全部又は一部が不協定地金で行なわれるときは、理事会は、必要と認める条件をその返還に附することができる。

8 (a) この条の規定に基づく供手を行なうため自国内にある在庫からの輸出を希望する生産国は、第七条の規定に基づいて決定される輸出許可量のほかに、前記の希望する量の輸出を許可するより理事会に申請することができる。

(b) 理事会は、前記の申請を審査するものとし、及び必要と認める条件でこれを承認することができ、

(c) 第七条、8及び9の規定は、前記の条件が満たされること及び

び輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡される不協定地金となることを確認するため理事会が要求する証拠が提供されることを条件として、その輸出には適用しない。

9 管理官は、不協定地金による供手を、ロンドン金物取引所が正式に認める倉庫その他の理事會が決定する場所においてのみ受領することができる。

10 (a) 理事会は、生産国がこの条の規定に基づく義務を履行しないときは、その国からこの協定に基づく権利及び特権の一部又は全部を奪うことができ、また、他の生産国に對してその不履行分を現金若しくは不協定地金又はその双方で補足するより要求することができる。

(b) 不履行分の一部が不協定地金で補足されるときは、その不履行分を補足する生産国は、第七条の規定に基づいて決定される輸出許可量のほかに、自国に要求される量の輸出を許可される。

第七条、8及び9の規定は、輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡される不協定地金となることを確認するために理事会が要求する証拠が提供されることを条件として、その輸出には適用しない。

(c) 理事会は、いつでも、その決定する条件で、次のことを行なうことができる。

(i) 前記の義務の不履行が是正された旨を宣言すること。

(ii) 当該国の権利及び特権を回復させること。

(iii) 他の生産国が(a)の規定に基づいて行なつた追加の供手をこれに年五パーセントの率で利子を附して返還すること。

ただし、追加の供手のうち不協定地金で行なわれた部分については、前記の利子は、(a)の規定に基づく理事会の決定の日におけるロンドン金物取引所の不協定地金の決済価格で現金に換算した額を基礎として算出するものとする。理事会は、前記の返還の全部又は一部を不協定地金で行なうときは、必要と認める条件をその返還に附することができる。

11 (a) この条の規定の適用上、供手のうち現金で行なわれる部分は、次に掲げる日に実施されている最低価格で購入することができる不協定地金の量に相当するものとみなす。

(i) 2の規定に基づいて行なわれる供手の場合にはこの協定の効力の発生の日

- (ii) 5の規定に基づいて行なわれる供手の場合には文書の寄託の日
- (iii) 7の規定に基づいて行なわれた自発的供手の場合には管理官がその供手を受領した日
- (b) 供手のうち不地金で行なわれる部分は、五トン又はその倍数でなければならず、五トンに達しない端数については、必要なときは、現金で調整を行なうものとする。

第九条 緩衝在庫の管理及び操作

- 1 管理官は、理事会の指示の範囲内において、この条及び第十一条の規定に従つて行なう緩衝在庫の操作、特に不地の購入、売却及び在庫の維持について責任を負う。
- 2 ロンドン金物取引所における不地の現物価格が、
 - (a) 最高価格に等しいか又はこれを上まわる場合には、管理官は、自己が処分することができ、現物不地があるときは、ロンドン金物取引所における現物価格が最高価格を下まわるか又は自己が処分することができ、現物不地がなくなるまで、その不地をロンドン金物取引所において最高価格で売り出すものとする。

- (b) 最低価格と最高価格との間の上限価格帯にある場合には、管理官は、市場価格の急激な騰貴を防止することを必要と認めるときは、現物不地をロンドン金物取引所において市場価格で売却することができ、
- (c) 最低価格と最高価格との間の中間価格帯にある場合には、管理官は、理事会が別段の決定をしない限り、売却又は購入を行なつてはならない。ただし、その決定は、統制期間以外の期間中は、三分の二の個別多数を必要とする。

- (d) 最低価格と最高価格との間の下限価格帯にある場合には、管理官は、市場価格の急激な下落を防止することを必要と認めるときは、現物不地をロンドン金物取引所において市場価格で購入することができ、
- (e) 最低価格に等しいか又はこれを下まわる場合には、管理官は、自己が処分することができ、資金があるときは、ロンドン金物取引所における現物価格が最低価格を上まわるか又は自己が処分することができ、資金がなくなるまで、現物不地をロンドン金物取引所において最低価格で買い出すものとする。

- 3 (a) 管理官は、2の規定に基づいてロンドン金物取引所において現物不地を購入（又は場合により売却）する場合には、ロンドン金物取引所において先物不地を購入（若しくは場合により売却）し、又は他の既設の不地市場において現物不地若しくは先物不地を購入（若しくは場合により売却）することができ、
- (b) 管理官は、それがこの協定の終了前に完了しない先物取引には従事することができない。
- (c) 理事会は、管理官に対し、不地を政府の非商業的在庫から購入し、又はこれに若しくはこのために売却する権限を与えることができる。

- 4 (a) 2(a)及び(e)の規定にかかわらず、理事会は、この協定の目的が前記の規定により管理官に課される義務の履行によつては達成されないと認めるときは、緩衝在庫の操作を停止することができる。
- (b) (a)の規定に基づく操作の停止の権限は、理事会の会期中でない期間は、議長に与えられる。
- (c) 議長は、(b)の規定により自己に与えられた権限に基づき決定した操作の停止をいつでも撤回することができる。

- (d) 議長は、(b)の規定により自己に与えられた権限に基づき緩衝在庫の操作を停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するため理事会の会合を招集するものとする。その会合は、停止の日の後十四日以内に開催しなければならない。
- (e) 議長は、理事会が(a)の規定に基づいて緩衝在庫の操作を停止したときは、その決定を検討するため理事会の会合を招集するものとする。この会合は、停止の日の後六週間以内に開催しなければならない。

- (f) 理事会は、前記の検討において(a)又は(b)の規定に基づく停止を確認することができ、また、議長が(c)の規定に基づいて停止を撤回したときは、その停止を復活させることができる。理事会がなんらの決定も行なわないうときは、緩衝在庫の操作は、場合に依りて再開し、又は継続するものとする。
- (g) 緩衝在庫の操作の停止は、六週間をこえない間隔を置いて理事会が検討するものとする。その会合において理事会が停止の継続を支持するなんらの決定も行なわないうときは、緩衝在庫の操作は、再開するものとする。

- 5 この条の規定にかかわらず、理事会は、管理官の資金が操作の際に要する費用を支弁するために不十分であるときは、管理官に対し、その費用を支弁するために十分な量の不地を現行の市場価格で売却する権限を与えることができる。

第十条 通貨の再評価

- 1 (a) 議長又はいずれかの参加国が、この協定が署名のために開放された日における通貨の相対的価値がその後変動したため最低価格及び最高価格の再評価が必要であると認めるときは、この再評価を行なうため、議長は、理事会の会合を直ちに招集することができ、また、その参加国は、議長に対して理事会の会合を直ちに招集することを要請することができる。
- (b) (a)の規定に基づいて招集する会合は、七日より短い予告をもつて招集することができる。
- 2 1(a)に定める場合において、議長は、管理官による不地の売買がこの協定の目的を害するおそれがある程度にまで達することを防止するために必要であると認めるときは、前記の理事会の会合が行なわれるまでの間、緩衝在庫の操作を暫定的に停止しなければならない。

- 3 理事会は、この条の規定に基づき緩衝在庫の操作の停止を行ない、又はこの停止を確認することができる。理事会がなんらの決定をも行わない場合において、緩衝在庫の操作が暫定的に停止されているときは、その操作は、再開されるものとする。
- 4 理事会は、この条の規定に基づく緩衝在庫の操作の停止又はこの停止の確認を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定するべきかどうかを検討しなければならず、また、この暫定的な最低価格及び最高価格を決定することができる。
- 5 理事会は、暫定的な最低価格及び最高価格が決定された日から九十日以内にそれらを再検討しなければならず、また、新たな最低価格及び最高価格を決定することができる。
- 6 理事会は、4の規定に従つて暫定的な最低価格及び最高価格を決定しなかつた場合には、その後の会合において、最低価格及び最高価格をいかなる価格にするべきかを決定することができる。
- 7 緩衝在庫の操作は、4、5又は6の規定に従つて決定される最低価格及び最高価格を基礎として再開するものとする。
- 1 理事会は、第七條の規定に従つていずれかの統制期間に対する総輸出許可量を定めるに際し、必要があるときは、緩衝在庫の保有する地金の量をこの協定の終了の日までに削減することが望ましいことについて考慮を払わなければならない。また、この総輸出許可量を、理事会がこの考慮を払わなかつた場合に当該統制期間に対する総輸出許可量として定めたであらう量よりも少ない量で理事会が決定するものに定めることができる。
- 2 管理官は、理事会の指示の範囲内において、理事会が1の規定に従つて総輸出許可量から削減した量のすなわち緩衝在庫から最低価格以上の現行の市場価格で売却することができる。
- 3 第九條の規定に基づく緩衝在庫のすべての操作は、この協定の終了の日に終止する。管理官は、その後は、新たにすなわち地金を購入してはならず、また5及び7の規定により又は4の規定に基づき理事会により権限が与えられた場合にのみ、すなわち地金を売却することができる。
- 4 管理官は、理事会が5、6及び7に掲げる措置に代えて随時他の措置を定めないう限り、緩衝在庫の清算に關して、5、6、7及び8に掲げる手段を執らなければならない。
- 5 管理官は、この協定の終了の日の後できる限りすみやかに、この条の規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算の費用の総額の見積りを作成し、かつ、この費用を支弁するために十分であると認める金額を緩衝在庫勘定の残高から控除しておくものとする。緩衝在庫勘定の残高が前記の費用を支弁するために不十分である場合には、管理官は、追加の必要額を調達するために十分な量のすなわち地金を売却するものとする。
- 6 (a) この協定の規定を条件とし、かつ、それに従つて、緩衝在庫の各供与国の持分は、その国に返還する。
(b) 管理官は、各供与国の持分を確定するため、次の手続を執るものとする。
(i) 緩衝在庫に対する各供与国の供与（第八條7(a)の規定に基づいて行なわれ、かつ、同条7(c)の規定に基づいて返還された自発的供与を除く。）を評価する。このため、供与国が地金で行なつた供与の価値は、その供与が行なわれた時に実施されていた最低価格で算出し、かつ、その国が現金で行なつたすべての供与の総額に加える。
(ii) この協定の終了の日における管理官のすべての保有する地金は、その日におけるロンドン金物取引所の現物すすの決済価格で評価し、かつ、その価値は、5の規定により要求される金額の控除を行なつた後、その日に管理官が保有する現金の総額に加える。
(iii) (b)(ii)の規定に基づいて得られた総額が緩衝在庫に対して供与国が行なつたすべての供与の総額（(b)(i)の規定に従つて算出したもの）より多いときは、余剰分は、緩衝在庫に対する各供与国の供与の額に、この協定が終了する時点でにその供与が管理官の処分になされた期間の日数を乗じたものに比例して、供与国の間に割り当てる。このため、地金による供与は、(b)(i)の規定に従つて評価し、各個別の供与（地金又は現金による。）には、その供与が管理官の処分になされた期間の日数を乗じ、その供与が管理官の処分になされた期間の日数を計算するに当たつては、管理官がその供与を受領した日及びこの協定が終了した日を算入しない。各供与国に割り当てられた余剰分の額は、その国の供与の総額（(b)(i)の規定に従つて算出したもの）に加える。ただし、この余剰分の割当ての算出に当たつては、制裁として奪われた供与は、その制裁期間中は、管理官の処分になされたものとみなされない。
(iv) (b)(ii)の規定に基づいて得られた総額が緩衝在庫に対して供与国が行なつたすべての供与の総額（(b)(i)の規定に従つて算出したもの）より少ないときは、不足分の額は、供与国の間にその供与の額（(b)(i)の規定に従つて算出したもの）に比例して割り当て、このように各供与国に割り当てられた不足分の額は、その国の供与の総額（(b)(i)の規定に従つて算出したもの）から差し引く。
(v) 前記の算出の結果は、各供与国につき緩衝在庫のその国の持分として取り扱う。
(c) 管理官は、5の規定に従うことを条件として、各供与国に対し、自己が処分することができ、現金及びすなわち地金に対するその国の持分（前記により算出した

もの)を定めるものとする。ただし、いずれかの供与国が緩衝在庫の清算の結果への参加権の全部又は一部を第五条、第七条、

第八条、第十七条、第十八条又は第十九条の規定によつて奪われた場合には、その国は、その奪われた限度においてその持分の返還を受けられず、その結果生ずる残余分は、他の供与国の間に、不足分の割当てについて(b)

(iv)に定める方法で割り当てる。

(d) 6の規定に基づいて各供与国に割り当てられるはずの地金と現金との比率は、同一とする。

7 ついで、管理官は、各供与国に対し、6の手続の結果その国に割り当てられる現金を返済する。管理官は、

(i) 各供与国に割り当てられるはずの地金を、できる限り等しい量で十二箇月に分割してその国に引き渡すか、又は

(ii) 供与国が選択するときは、前記の分割して引き渡すはずの地金を売却し、その純売上金をその国に支払う。

8 はずの地金の全部が7の規定に従つて処分されたときは、管理官は、5の規定に基づいて控除しておいた金額の残額を、6の規定に従つて各国に割り当てられる割合で供与国の間に配分する。

第十二条 生産国の在庫量

1(a) 附属書Cに掲げる意味の輸出が行なわれなかつたいずれの生産国内のいずれの在庫量も、統制期間中のいかなる時点においても、附属書Eにおいてその国について示す量の二十五パーセントをこえてはならない。

(b) 前記の在庫量は、鉱山と附属書Cに掲げる輸出处点との間を輸送中のすすを含む。

(c) 理事会は、統制期間を含まない連続する四以上の四半期からなる期間の純輸出量をもつて附属書Eの量に代えることができる。

2 理事会は、特定の国に対し特定の期間中1(a)に定める百分率をこえることを許可することができ、かつ、この許可の付与に關して条件を附することができ。

3 第一次協定第十二条の規定に基づいて承認され、かつ、同協定の終了の時に実施されている百分率の増加及びこれに關連して附されている条件は、理事会が千九百六十年十二月三十一日以前に別段の決定をしない限り、この協定に基づいて承認され、又は附されたものとみなす。

4 第七条15の規定に基づいて理事会が許可した特別輸出及び第七条16の規定に基づいて行なつた特別

寄託は、この条の規定に基づいて当該生産国内において統制期間中保有することを許可される在庫量から差し引く。

5(a) 附属書F(1)の欄に掲げる生産国のうちすす鉱石が同附属書(2)の欄に掲げる他の鉱物の採掘の際に鉱床から不可避免的に採掘され、かつ、そのために1に定め

る在庫量の限度が当該他の鉱物の採掘を不当に制限する国においては、すす鉱石の追加の在庫量は、それがもつばら当該他の鉱物とともに得られ、かつ、実際にその国に保持されているものであるとその国の政府が証明する限度まで、保有することが

できる。ただし、輸出される当該他の鉱物の総量に対する前記の追加の在庫量の割合は、いかなる場合にも、附属書F(3)の欄に掲げる割合をこえてはならない。

(b) 前記の追加の在庫量の処分は、理事会の同意がある場合を除き、緩衝在庫におけるすべてのはずの地金の清算が終わるまで開始してはならず、その後における処分の割合は、各四半期において全体の四十分の一又ははる百五十トンのいずれか多い方をこえてはならない。ただし、理事会は、この分數若しくはトン

數又はその双方を増加することが

できる。

(c) 附属書F(1)の欄に掲げる国は、理事会と協議して、前記の追加の在庫量の維持、保全及び管理を規制する規則を設けるものとする。

(d) 理事会は、関係生産国の同意を得て、附属書E及びFを改正することができ。

6 各生産国は、附属書Cの意味の輸出が行なわれなかつた自国内にあるはずの在庫量に關する報告書を、理事会が要求する間隔を置いて、理事会に提出するものとする。その報告書は、鉱山と附属書Cに掲げる輸出处点との間を輸送中のすすを含むものとする。

その報告書は、5の規定により保有する在庫量を別に示すものとする。

7 各生産国は、この協定の終了の少なくとも六箇月前に、特別寄託並びに1及び2に掲げる在庫量の全部又は一部(5の規定により処分について規制される追加の在庫量を除く)の処分に關する計画を理事会に通報し、並びにその処分を、すす市場をできる限り混乱させることなく、かつ、第十一条の規定に基づく緩衝在庫の清算に關する規定に抵触することなく行なり最良の方法について理事会と協

議するものとする。関係生産国は、理事会の勧告に対し受当な考慮を払ふものとする。

第十三条 すすの不足の場合の措置

1 理事会は、すすの不足が生じたか又は生ずるおそれがあると認めるときはいつでも、すすの消費又は生産に關係がある国に対し、理事会が定める期日までに及び理事会が定める期間について、次の見積りを理事会に提出するよう要請することができ。

(i) 前記の期間におけるその国のすすの需要量の見積り

(ii) 前記の期間においてその国が消費者に供給することができ

すすの最大量の見積り

2 理事会は、前記の見積りを基礎として、特定の期間における總需要量の見積りと總供給量の見積りとを比較する。理事会は、すすの在庫量の予想される増加又は減少を考慮に入れる。理事会は、重大なすすの不足が生ずるおそれがあると認めるときは、参加国に対し、次のことを目的とする勧告を行なうことができる。

(i) 生産国における生産の最大限の発展を確保すること。

(ii) 最高価格(第六条及び第十条の規定に従つて改定されたものを含む)をこえない価格ですす

を供給すること。

(iii) 最高価格(第六条及び第十条の規定に従つて改定されたものを

含む)をこえない価格ですす

を供給すること。

(iv) 最高価格(第六条及び第十

条の規定に従つて改定されたもの

を含む)をこえない価格ですす

を供給すること。

(v) 最高価格(第六条及び第十

地金の供給可能量を公平に配分することを消費国に対して確保すること。

3 理事会は、このため、当該供与可能量の配分について必要な情報を各国に提供することができる。

第十四条 補充規定

1 参加国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するよう最善の努力を払い、かつ、協力する。

2 参加国は、1の規定の一般的目的を害することなく、特に次の規定を遵守しなければならない。

(a) 参加国は、自国の需要の全部を満たすために十分な量のすずを入手することができる間は、特定の目的のためのすずの使用を禁止し、又は制限してはならない。ただし、この禁止又は制限が関税及び貿易に関する一般協定に基づいて許される場合は、この限りでない。

(b) 参加国は、すずの生産が能率の低い企業から能率の高い企業に移されることを促進するような条件を設定し、及び鉱床を高度な放棄から保護することによつてすずの天然資源の保存を奨励しなければならない。

(c) 参加国は、六箇月の予告を公に行なわなければならない限り、すずの非商業的在庫を処分してはならない。

い。理事会は、前記の予告期間を短縮することに同意することができ。予告には、処分の理由、放出量、処分の方法、すずが入手可能となる最初の日及び処分の完了に要する期間を記載しなければならない。この処分は、通常の市場をできる限り混乱させないことにより、生産者及び消費者の利益を保護するものでなければならない。前記の在庫の処分を希望する参加国は、生産国及び消費国の経済的利益に対する実質的な損害を防止するための最良の方法について、理事会又は実質的な利害関係を有するとみずから認める他のいずれかの参加国の要請に基づき協議する。参加国は、この問題に関する理事会の勧告に対し妥当な考慮を払わなければならない。予告が統制期間でない時に限らず、かつ、予告期間の満了前に統制期間が第七条の規定に基づいて宣言されたときは、在庫の処分を希望する参加国は、すでに行なわれたいすずの協議にもかかわらず、再び理事会と協議し、かつ、その際理事会が行なうことがある勧告を考慮に入れて処分計画を再考慮しなければならない。

第十五条 公正な労働基準
参加国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不正な競争状態の発生を避けるため、すず産業における公正な労働基準を確保するよう努力することを宣言する。

第十六条 国の安全に関する規定

1 この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。

(a) 参加国に対し、発表すれば自国の重大な安全上の利益に反すると認めるような情報の提供を要求すること。

(b) 次の場合に、参加国の重大な安全上の利益の保護のために必要と認めるすべての行動を単独で又は他の国とともに執ることを妨げること。

(i) その行動が武器、弾薬その他の軍用品の取引又はいすずれかの国の軍事機関に供給することを直接若しくは間接の目的として行なわれる他の貨物の取引に関係がある場合

(ii) その行動が戦争又は国際関係における他の緊急事態の際に執られる場合

(c) 政府間協定であつてそれに参加している参加国が一又は二以上の国の安全上の重大な要求を満たす目的をもつて軍事機関により又はその機関のために作成された政府間協定(又はこの目的をもつて国のために作成された他の協定)を締結し、又は実施することを妨げること。

満たす目的をもつて軍事機関により又はその機関のために作成された政府間協定(又はこの目的をもつて国のために作成された他の協定)を締結し、又は実施することを妨げること。

(d) 参加国が国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章に基づく義務を履行するための行動を執ることを妨げること。

2 参加国は、すずに関して1(b)(ii)及び(d)の規定に従つて執つたすべての行動をできる限りすみやかに議長に通告するものとし、議長は、これを他の参加国に通告するものとする。

3 いずれの参加国も、この協定に基づき自国の経済上の利益が1の規定に基づいて他の参加国が執つた行動(戦時にとつた行動を除く。)によつて重大な損害を受けたと認めるときは、理事会に苦情を申し立てることができる。

4 理事会は、前記の苦情の申立てを受けたときは、実情を調査し、かつ、消費国が有する票の過半数及び生産国が有する票の過半数により、その国の苦情が理由があるかどうかを決定し、理由があると決定したときは、苦情を申し立てた国に対し、この協定から脱退することを許可する。

第十七条 苦情及び紛争
1 いずれかの参加国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の是正についてこの協定に別段の定めがないときは、苦情を申し立てた国の要請により、決定のため理事会に付託する。

2 この協定の解釈又は適用に関する紛争は、参加国の要請により、決定のため理事会に付託する。

3 2の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合又はこの協定の解釈若しくは適用に関する紛争を含む苦情が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の参加国又は理事会における票数の三分の一以上の合計票数を有する参加国は、理事会に対し、理事会が十分な討議を行なつた後その決定を行なう前に紛争問題に関して4に掲げる諮問協議会の意見を求めるよう要求することができる。

4 (a) 諮問協議会は、理事会が全会一致の表決によつて別段の合意をしない限り、次の者で構成する。

(i) 生産国が指名する者二人。
そのうちの一人は、当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は、法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 消費国が指名する者二人。

これらの者は、(i)と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又は、この四人の意見が一致しないときは、理事会の議長が選定する議長一人

(b) 参加国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有するものとし、また、諮問協議会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動するものとする。

(c) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。

5 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定を行なうものとする。

6 この協定に別段の定めがある場合を除き、いかなる参加国も、この協定に違反した旨の決議が採択されない限り、この協定に違反したと認定されることはない。この協定に違反した旨の認定には、その違反の性質及び程度を明示するものとする。

7 理事会は、いずれかの参加国がこの協定に違反したとこの条の規定に基づいて認定したときは、この協定に他の制裁について別段の定めがない限り、その国がその違反を是正するか又はその他の方法でその義務を履行するまでの間、その国から投票権その他の権利を奪うことができる。

8 この条の規定の適用上「この協定に違反する」とは、理事会が附した条件に違反すること又は理事会がこの協定に従つて参加国に課した義務を履行しないことを含むものとする。

第十八条 改正及び停止

1 (a) 理事会は、締約政府に対し、生産国が有する票の三分の二の多数及び消費国が有する票の三分の二の多数により、この協定の改正を勧告することができ、理事会は、その勧告において、各締約政府が、自国のため又はこの協定に個別的に参加する国若しくは領域のため、勧告された改正を批准し又は受諾するかどうかをグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に通告する期間を定めなければならない。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて批准又は受諾の通告のために定めた期間を延長することができる。

2 改正は、1 (a)の規定に基づいて定められた期間又は1 (b)の規定に基づいて延長された期間内に、すべての参加国により又はそれらの国のために批准され又は受諾されたときは、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が最後の批准書又は受諾書を受領した時に直ちに効力を生ずる。

3 改正は、1 (a)の規定に基づいて定められた期間又は1 (b)の規定に基づいて延長された期間内に、生産国の全票数に等しい合計票数を有する参加国により又はそれらの国のために及び消費国の票数の三分の二の合計票数を有する参加国により又はそれらの国のために批准されないか又は受諾されない限り、効力を生じない。

4 改正が、1 (a)の規定に基づいて定められた期間又は1 (b)の規定に基づいて延長された期間が終了する時まで、生産国の全票数に等しい合計票数を有する参加国により又はそれらの国のために及び消費国の票数の三分の二の合計票数を有する参加国により又はそれらの国のために批准され又は受諾されたときは、

(a) その改正は、生産国の全票数及び消費国の票数の三分の二を構成するために必要な最後の批准書又は受諾書がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府により受領された日の後三箇月の期間が終了した時に、批准又は受諾が通知された参加国について効力を生ずる。

(b) 理事会は、改正が効力を生じた後できる限りすみやかに、その改正が、(a)の規定に基づいて効力を生ずる日から、これを批准しないか又は受諾しない消費国についてこの協定の適用を停止すべき性質のものであるかどうかを決定し、かつ、その旨をすべての参加国に通報する。理事会が改正を前記の性質のものであると決定したときは、その改正を批准しなかつたか又は受諾しなかつた消費国は、この決定の後一箇月以内に、その改正をなお受諾することができないかどうかを理事会に通報するものとし、受諾することができない旨を通報した消費国については、この協定の適用は、自動的に停止される。ただし、理事会は、その消費国が憲法上の困難のためにその改正を(a)の規定に基づき効力の発生するまでに批准することができなかつたか又は受諾することができなかつたと認めるときは、その困難が解決され、かつ、その消費国が自国の決定を理事会に通告するまでの間、停止を延期することができる。

(c) 理事会は、(b)の規定に基づいてこの協定の適用が停止された消費国に対し、理事会が公平と認める条件で適用を回復させることができる。

5 消費国は、自国の利益が改正によつて悪影響を受けると認めるときは、1 (a)の規定に基づいて定められた期間若しくは1 (b)の規定に基づいて延長された期間の終了前又は4 (b)の規定に基づいて消費国に対する停止が決定されるまでの期間の終了前に、この協定からの脱退をグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に通告することができる。この脱退は、その国の裁量により、かつ、その国の通告に従つて、改正が効力を生ずる日又は前記の停止が決定される日に効力を生ずる。

6 この条の改正は、すべての参加国により又はそれらの国のために批准され又は受諾されたときにのみ効力を生ずる。

7 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、1の規定に従う批准書又は受諾書の受領及び2、6又は4 (a)の規定に従う改正の効力の発生をすべての関係政府及び理事会に通告する。

昭和三十三年十月十七日 衆議院會議録第十号 第二次國際不協定の締結について承認を求めるの件

8 この条の規定は、この協定に基づき附屬書を改定し又は拡大する権限に影響を及ぼすものではない。

第十九条 脱退

1 この協定の有効期間中にこの協定から脱退する参加国は、次の場合を除き、第十一条の規定に基づく緩衝在庫の清算の結果についてなんらの配分をも受ける権利を有しないものとし、また、第二十条の規定に基づくこの協定の終了の際における理事会の他の資産について配分を受ける権利を有しないものとする。

(i) 第十六条4若しくは第十八条5の規定に従つて脱退する場合又は

(ii) この協定の効力の発生の後一年を経過した後にグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に少なくとも十二箇月の予告を行なつて脱退する場合

2 第十八条4(b)の規定に従つてこの協定の適用を停止されている消費国は、第十一条の規定に基づく緩衝在庫の清算の結果について配分を受ける権利又は第二十条の規定に基づくこの協定の終了の際における理事会の他の資産について配分を受ける権利を失わないものとする。

3 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、この協定からの脱退の通告の受領をすべての関係政府及び理事会に通告する。

第二十条 有効期間、終了及び更新

1 (a) この協定の有効期間は、この条又は第二十一条に別段の定めがある場合を除き、千九百六十年七月一日から五年とする。

(b) 理事会は、生産国が有する票の三分の二の多数及び消費国が有する票の三分の二の多数により、この協定の有効期間を合計十二箇月をこえない期間延長することができる。

2 締約政府は、いつでも、理事会の次の回会合においてこの協定の終了を提案する意向を有する旨を通告することができる。理事会は、生産国が有する票の三分の二の多数及び消費国が有する票の三分の二の多数により前記の提案を採択したときは、この協定を終了させることを締約政府に勧告する。この協定は、生産国の票数の三分の二の合計票数を有する国及び消費国の票数の三分の二の合計票数を有する国がこの勧告を受諾する旨を理事会に通告したときは、理事会が決定する日(ただし、理事会が前記の諸国からの最

後の通告を受領した後六箇月以内の日とする。)に終了する。

3 理事会は、この協定の終了の時ににおけるすべの予想される需給関係を随時検討するものとし、また、この協定を更新することが必要かつ適当であるかどうか及びその更新が必要かつ適当である場合にはいかなる形式で更新するかについて、この協定の効力の発生の後四年以内に締約政府に勧告する。

4 (a) 緩衝在庫は、この協定が終了したときは、第十一条の規定に従つて清算する。

(b) 理事会が負担したすべての債務(緩衝在庫の債務を除く)が弁済された後、残余の財産は、4に定める方法で処分する。

(c) 理事会を承継する機関が設けられたときは、理事会は、記録、統計資料その他理事会が定める文書をその承継機関に引き渡すものとし、また、三分の二の個別多数により、残余の財産の全部又は一部を同機関に引き渡すことができる。

(d) 承継機関が設けられないときは、

(i) 理事会は、記録、統計資料その他の文書を、国際連合事務総長又は同事務総長が指名する国際機関若しくはその指

名がないときは理事会が決定する国際機関に引き渡す。

(ii) 理事会の残余の非金銭的財産は、理事会が指示する方法で、売却するか又はその他の手段で現金に換える。

(iii) 前記の現金化による売上金及び残余の金銭的財産は、各参加国が第五条の規定に基づいて設けられる運営勘定に提供した分担金の合計に比例して各参加国が受け取るような方法で配分する。

5 理事会は、4の規定の実施のため、緩衝在庫及び第十二条の規定により生産国において保有されている在庫の清算の監督のため並びにこの協定に基づいて理事会により附されたか又は第一次協定に基づいて附された条件の正当な履行の監督のために必要な期間中継続し、かつ、この協定によつて理事会に付与された権限及び任務のうちこれらの目的のため必要なものを保持する。

第二十一条 署名、批准、受諾及び効力発生

1 この協定は、千九百六十年に開催された国際連合不協定の会期に代表を派遣した政府のために行なり署名のため、千九百六十年九月一日から同年十二月三十一日までの間ロンドンで開放しておく。

2 この協定は、各署名政府のため、その憲法上の手続に従つて批准され、又は受諾されるものとする。批准書又は受諾書は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託するものとする。

3 4及び5の規定に従うことを条件として、

(a) この協定は、批准書又は受諾書が、附屬書B(1)の欄に掲げる消費国の少なくとも五〇〇票を有し、かつ、附屬書B(2)の欄に掲げる票数の少なくとも五〇〇票を有してなければならぬことを代表する政府及び生産国の少なくとも六箇国(合計して附屬書A(5)の欄に掲げる票数の少なくとも五〇〇票を有してなければならぬ)を代表する政府が、千九百六十一年六月三十日以前に寄託されたときは、確定的に効力を生ずる。この要件が満たされることを条件として、この協定は、これを批准し又は受諾した政府について、千九百六十一年七月一日に確定的に効力を生ずる。

(b) この協定は、千九百六十一年七月一日以後にこの協定を批准し又は受諾する各署名政府につ

いては、批准書又は受諾書の寄託の日に確定的に効力を生ずる。

4 この協定の確定的な効力の発生のための8(a)に定める要件が満たされなかつた場合においても、批准書、受諾書又は批准し若しくは受諾する意思の通告書が、3(a)に定める要件を満たす国を代表する政府のために、千九百六十一年六月三十日以前にグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託されたときは、この協定は、これらの政府については千九百六十一年七月一日に、その他の署名政府についてはその後前記の文書の寄託の日に暫定的に効力を生ずる。

5 この協定が4の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合において、批准書又は受諾書が3(a)に定める要件を満たす国を代表する政府のために寄託されたときは、この協定は、これらの政府については直ちに、その他の署名政府についてはその後批准書又は受諾書の寄託の日に確定的に効力を生ずる。

6 この協定が、4の規定に基づいて暫定的に効力を生じたが、千九百六十一年十二月三十一日以前に5の規定に基づいて確定的に効力を生じなかつたときは、議長は、できる限りすみやかに理事会の会

合を招集する。理事会は、自己が定める日にこの協定を終了させること又はこの協定を終了させるべきかどうかの問題を理事会が適当と認める日に検討することを決定することができる。ただし、この協定は、確定的に効力を生じた場合を除き、千九百六十二年六月三十日までを終了させなければならない。

7 この協定が3(a)又は5の規定に基づいて確定的に効力を生じた場合において、批准し又は受諾する意思の通告を行なつた政府が確定的な効力の発生の日から九十日の期間内に批准書又は受諾書を寄託しなかつたときは、その政府は、この協定への参加を取りやめるものとす。ただし、理事会は、その政府が要請するときは、前記の期間を延長することができる。また、その政府は、前記の期間又はその延長された期間の満了前にグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対し少なくとも三十日の脱退の予告を行なうことにより、この協定から脱退することができる。

8 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、この協定の効力の発生後できる限りすみやかに、国際連合憲章第百二条の規定による登録のためこの協定の

の認証謄本を国際連合事務総長に送付する。この協定のいかなる改正も、同様に送付する。

9 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、この協定について、
(a) 批准、受諾又は批准し若しくは受諾する意思の通告を関係政府に通告する。
(b) 千九百六十一年七月三日にロンドンで理事会の第一回会合を招集する。

第二十二条 加入

1 いずれの政府も、千九百六十年に開催された国際連合予備会議の会期に代表を派遣したかどうかを問わず、理事会の同意を得て、かつ、理事会が定める条件に従い、この協定に加入することができる。

2 締約政府は、理事会の同意を得て、かつ、理事会が定める条件に従い、第三条の規定に基づく個別の参加の権利を有する国又は領域で、その個別的参加が締約政府の批准書、受諾書、通告書又は加入書において宣言されていなかつたものについて個別的参加を宣言することができる。その結果、この協定の規定は、前記の国及び領域に適用する。

3 (a) 投票権及び財政上の義務に關して理事会が定める条件は、加

入し又は参加しようとする国とすでに参加している国との間において公平なものでなければならぬ。

(b) 生産国がこの協定に加入するに当たつては、理事会は、附属書Eにおいてその生産国について表示されるべき量をその国の同意を得て定めるものとし、また、他の鉱物の採掘の際に不可避免的に得られることを条件として許されるその追加の在庫量で、附属書Eに表示されるべきものを定めることができる。これらの定められた量は、それぞれ附属書に合致されるものとみなして適用する。

4 加入は、加入書をグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託することにより行なうものとし、同政府は、その加入をすべての関係政府及び理事会に通告するものとする。

5 2の規定に基づいて他の国又は領域について個別的参加を宣言する締約政府は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に通告することにより、この宣言を行なうものとし、同政府は、その個別的参加をすべての関係政府及び理事会に通告するものとする。

6 第三条又は2の規定に基づいていずれかの締約政府により個別的参加が宣言された国又は領域は、独立国となるときは、締約政府とみなし、この協定の規定は、その国の政府について、同政府が当初からこの協定に参加していた締約政府とみなして適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

英語、フランス語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文であり、その原本は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府の記録に寄託しておく。同政府は、その認証謄本を各署名政府及び各加入政府に送付するものとする。

千九百六十年九月一日にロンドンで作成した。

オーストラリアのために

E. J. ハリソン

千九百六十年十二月二十

一日

オーストリアのために

ドクトル シュヴァルツェン

ベルグ

昭和三十三年十月十七日 衆議院會議録第十号 第二次國際平和協定の締結について承認を求めるの件

一四二

千九百六十年十二月三十日
ベルギー王国のために
R・L・ヴァン・メルベール
ケ
千九百六十年十月二十一日
この署名は、ベルギー王国及びルアンダ・ウルンディのた
めのものである。
ポリヴィアのために
M・パロー
千九百六十年十二月二十
九日
ブラジルのために
カナダのために
ジョージ・A・ドリユー
千九百六十年十二月二日
コンゴ共和国(レオポルドヴィ
ル)のために

EV・ロリキ
千九百六十年十一月二十
五日
キューバのために
デンマークのために
ステーンセン・レット
千九百六十年十二月二十
三日
ドミニカ共和国のために
ドイツ連邦共和国のために
マラヤ連邦のために
ヤーコブ
千九百六十年十二月十六
日
ナイジェリア連邦のために
アルハジ・アブドゥルマリキ
千九百六十年十二月二日
フランスのために
J・ショールヴェル

千九百六十年十一月三十
日
ギニアのために
インドのために
ヴィジャヤ・ラクシュミ・バ
ンディット
千九百六十年十二月二十
九日
インドネシア共和国のために
イシヤク(イシヤク・ザヒー
ル)
千九百六十年十二月三十
日
イタリアのために
ヴィットリオ・ゾッピ
千九百六十年十二月五日
日本国のために
大野 勝巳
千九百六十年十二月二十
九日

大韓民国のために
メキシコのために
A・アルメンダリス
千九百六十年十二月二十
二日
オランダ王国のために
C・W・ブリューレル
千九百六十年十二月二十
二日
ノールウェーのために
ベルーのために
ルーマニアのために
サンタ・クルス
千九百六十年十二月三十
日
スウェーデンのために

タイ王国のために
M・L・P・マラクル
千九百六十年九月二十七
日
トルコのために
フェリドゥム・C・エルキン
千九百六十年九月二十九
日
アラブ連合共和国のために
グレート・ブリテン及び北部アイ
erland連合王国のために
ヒューム
千九百六十年十一月三日
アメリカ合衆国のために
ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために
ヴェネズエラのために
ヴィエトナムのために

附屬書A

(1)	(2)	票 数		
		最初の票数追加の票数	計	百分率
ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンディ	九・二五	五	九〇	九五
ポリヴィア	一八・〇〇	五	一七五	一八〇
インドネシア	一九・五〇	五	一八九	一九四
マラヤ連邦	三八・〇〇	五	三六八	三七三
ナイジェリア連邦	六・二五	五	六一	六六
タイ	九・〇〇	五	八七	九二
計	一〇〇・〇〇	三〇	九七〇	一、〇〇〇

附屬書B

ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンディの百分率は、ベルギー政府が理事会に通告した
後、当該二国間で分割することができる。
その場合には、附屬書の票数は、これに相応して調整される。

(1)	(2)	票 数		
		最初の票数追加の票数	計	トン 数
オーストラリア	三、二三五	五	三五	四〇
ベルギー	二、一八八	五	二五	三〇
カナダ	三、七二四	五	四二	四七
デンマーク	五、一〇〇	五	五七	六二
ドイツ連邦共和国	一一、九四六	五	一二四	一三九

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 第二次國際貿易協定の締結について承認を求めるの件

附屬書C

第一部

輸出統制のためすが輸出されたとみなす場合

計	八一、五七四	八五	九一五	一、〇〇〇
フランス	一一、〇四三	五	一二四	一二九
ギニア	三、九三〇	五	一	六
インド	三、六一七	五	四四	四九
イタリヤ	九、八四九	五	四一	四六
日本国	九、九二	五	一一〇	一二五
メキシコ	二、八五五	五	一一	一六
オランダ	一九五	五	三二	三七
大韓民国	七三三	五	二	七
スペイン	五六七	五	八	一三
トルコ	八六七	五	六	一一
アラブ連合共和国	二〇、八二三	五	一〇	一五
連合王国	八一、五七四	五	二二三	二三八

(1)

(2)

ベルギー領コンゴ及びルアン
ダ・ウルンディ

すすは、ベルギー領コンゴ運輸国内委員会に加盟している運輸業者がそのすすの引渡しを受けたことを確認する通し船荷証券を交付した時に輸出されたとみなす。

前記の書類がなんらかの理由で特定の積出しに対して交付されなかつたときは、この積み出されたすすのトン数は、この協定の適用上、ベルギー領コンゴ又はルアンダ・ウルンディの税関が輸出書類を交付した時に輸出されたとみなす。

ポリウイア
インドネシア

すすは、輸出税の支払のためのポリウイアの税関当局の検査を通過した時に輸出されたとみなす。

すすは、関税地域内で採掘されたときは税関を通過した時に、自由貿易地域内で採掘されたときは船荷証券に記載された輸送船に積み込まれた時に、輸出されたとみなす。

マラヤ連邦

すすは、精鉱又は精鉱が輸出税の支払前に精錬されていた場合には、地金が輸出税の支払のためにマラヤ連邦の税関当局によつて計量された時にマラヤ連邦から輸出されたとみなす。

ナイジェリア連邦

すすは、ナイジェリア鉄道会社がそのすすの輸出のための引渡しを受けたことを確認する運送状を交付した時に輸出されたとみなす。ただし、輸出のためのすすでナイジェリア鉄道会社に委託されなかつたものは、輸出税の支払のためにナイジェリア連邦の税関当局を通過した時に輸出されたとみなす。

第二部

生産国への輸入

第七条の規定に基づくすすの純輸出量の決定に当たり、統制期間における輸出量から削減することができるとする輸入量は、その統制期間の宣言に先だつ四半期中に当該生産国に輸入された純輸入量とする。

附屬書D

言及されている条件は、次のとおりである。

- (i) 特別輸出は、政府貯蔵量の一部となるためのものであること。
(ii) 特別輸出は、この協定の有効期間中商業上又は工業上の目的に使用される可能性がないこと。

附屬書E

国	名	ト	ン	数
ベルギー領コンゴ				一四、九八三
ルアンダ・ウルンディ				二、一八〇
ポリウイア				二七、六三二
インドネシア				二七、七三八
マラヤ連邦				五九、五〇三
ナイジェリア連邦				一〇、〇九四
タイ				一三、五七七

附屬書F

他の鉱物の採掘中に不可避的に得られることを条件として許される追加の在庫量

国	名	他の鉱物	輸出された他の鉱物の一トンにつき在庫を許されるすすの量(カシトライト)のトン数
(1)	(2)	(3)	
ナイジェリア連邦	コロンバイト	二	

附屬書 G

規則一

生産国の百分率に関する最初の再決定は、連続した四の四半期（千九百六十年十月一日以後に始まる。）がこの協定又は第一次協定に基づき統制期間であると宣言されなかつた場合に、行なうものとする。この再決定は、当該四の四半期における各生産国のすべの生産量が判明したときは、直ちに行なうものとする。

規則二

百分率に關してその後に行なう再決定は、最初の再決定の後一年ごとの間隔を置くものとする。ただし、規則一に掲げる四の四半期の後のいかなる四半期も統制期間であると宣言されていらないことを条件とする。

規則三

百分率に關するその後の再決定は、いずれかの四半期が統制期間であると宣言されたときは、統制期間であると宣言されないその後の連続する四の四半期が終了するまで行なわれないものとする。前記の再決定は、前記の連続する四の四半期における各生産国のすべの生産量が得られたときは、直ちに行なうものとし、その後の再決定は、いかなる四半期も統制期間であると宣言されない限り、一年の間隔を置いて行なうものとする。その後、いずれかの四半期が統制期間であると宣言された

ときは、同様の手続を執るものとする。

規則四

規則二及び規則三の規定の適用上、再決定が前再決定が行なわれた次の暦年の同一四半期中に行なわれたときは、その再決定は、一年の間隔を置いて行なわれたとみなす。

規則五

規則一の規定に基づき最初の再決定を行なうに当たつては、生産国に關する新たな百分率は、規則一に掲げる四の四半期における各生産国のすべの生産量に比例して決定するものとする。

規則六

規則二の規定に基づきその後の再決定を行なうに当たつては、新たな百分率は、次のとおり算出するものとする。

(i) 二回目の再決定における百分率は、生産量が判明している最近の二十四箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する

(ii) 三回目の再決定及びその後のすべての再決定における百分率は、生産量が判明している最近の三十六箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

規則七

規則三の規定に基づき再決定を行なうに当たつては、新たな百分率は、次のとおり算出するものとする。

(i) その後の最初の再決定における百分率は、生産量が判明している最近の十二箇月間及び当該統制期間の直前の四の四半期における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

(ii) 次に行なう再決定における百分率は、いかなる四半期も統制期間であると宣言されないことを条件として、それぞれ、生産量が判明している最近の二十四箇月間及び三十六箇月間における各生産国のすべの生産量に比例して算出する。

規則八

前記の諸規則の適用上、いずれかの生産国がいずれかの十二箇月の期間における自国の生産量を四生産国がそれぞれの生産量を理事会に報告した日から一箇月以内に報告しないときは、その生産国の前記の十二箇月間における生産量は、生産量が判明している期間における月平均の生産量を十二倍し、かつ、こうして算出した生産量から五パーセントを削減することにより算出するものとする。

規則九

いずれかの生産国のすべの生産量でいずれかの再決定の日の四十二箇月前までのものは、前記の再決定には使用しないものとする。

規則十

前記の諸規則の規定にかかわらず、理事会は、いずれかの生産国で、第七條四の規定に基づいて決定されたその国の輸出許可量の全部又は第七條七の規定に基づいてその国が受諾して増大した輸出許可量を輸出しなかつたものの百分率が削減することとができる。理事会は、削減を決定するに当たつては、他の生産国が当該不足分を満たすために効果的な措置を執ることができよう当該生産国が自国の輸出許可量の一部を第七條七の規定に基づいて放棄したこと又は第七條八の規定に基づいて決定された量を輸出しなかつた当該生産国が第七條四若しくは七の規定に基づいて決定された自国の輸出許可量の全部を輸出したことを参酌すべき事情と認めるものとする。

規則十一

いずれかの生産国の百分率についての削減が規則十の規定に従つて行なわれる場合において削減された百分率は、その削減の決定の日に適用されている他の生産国の百分率に比例して、それらの生産国の間に配分するものとする。

規則十二

いずれかの生産国の百分率が、前記の諸規則の適用により、第七條六(4)ただし書の規定の実施上認められる最少限の数字を下まわるように削減されたときは、その生産国の百分率は、前記の最少限の数字に回復するものとし、また、他の生産国の百分率は、百分率の合計が百に回復するより比例して削減するものとする。

規則十三

理事会は、これらの諸規則に基づいて措置を執ることを提案するとき、生産国が例外的なものとして申し立てる事情について妥当な考慮を払ふものとし、また、三分の二の個別多数により、これらの諸規則の全面的適用を免除するか又は軽減することができ。特に、国家的災害、相当の期間にわたつてす鉄業を停止状態に置く大規模な同盟罷業、動力源の大規模な崩壊又は海岸までの主要輸送線の大規模な崩壊（ボリヴィアの場合）は、例外的なもののみならずことができる。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。外務委員長森下國雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔森下國雄君登壇〕

○森下國雄君 ただいま議題となりました第二次國際不協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

第二次国際不協定は、一九五六年に発効いたしました第一次協定が本年六月をもって失効することになっておりますので、これにかわるものとして、昨年五月ニューヨークで開催された国連不協定で、わが国を含む二十三国代表参加のもとに採択された協定でありまして、わが国は昨年十二月二十九日に署名をいたしました。

この協定の目的は、小麦、砂糖の国際協定と同様に、価格変動の激しい国際商品の一つである不協定の国際価格を安定させることにあります。この価格の安定は、生産国にとつても、消費国にとつても、きわめて望ましいこととありますので、この協定は、不協定の最高価格及び最低価格を定め、市場価格がこの両価格の間に落ちつくように、緩衝在庫制度を設け、この運用、操作と輸出割当制とを併用することによつて、市場の需給量を調整し、不協定の国際価格の安定をはかるものであります。

わが国はこの協定に参加することにより、不協定の国際価格の安定を通じて、第一次産品生産国に対する協力及び世界貿易の拡大に寄与することとなります。

本件は、九月二十六日日本委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、審議を重ねましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、十月十二日質疑終了後、討論を省略し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告の通り承認するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第二 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
改正する法律案(原健三郎君) 日程第二、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「豊学校」を「豊学校に」、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第四条中「大学の学部又は大学院」を「高等学校の通常の課程(以下全日制の課程という)及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下定時制の課程という)並びに通信による課程」といふ。並びに大学の学部及び大学院に改める。

第九条第二号中「禁じ」を「禁錮」に改める。

第二十一条第一項中「又は後見人の職務を行なう者」を削り、「養護学校の下に」の「小学部」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は盲学校、養護学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終り(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り)までとする。

第二十三条中「教育に關し都道府県の区域を管轄する監督庁(以下都道府県監督庁と称する。)」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第三十条を次のように改める。

第三十条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を共同処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第三十一条第一項中「町村が」を「市町村は」に、「市町村学校組合」を「又は前条の市町村の組合」に改める。

第三十二条中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十九条第一項中「小学校」の下に「又は盲学校、養護学校若しくは養護学校の小学部」を、「養護学校」の下に「の中学部」を加え、同条に次の一項を加える。

第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、第一項の規定による義務に、これを準用する。

第四十条中「第二十二條第二項、第二十三条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十四条まで」を「第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条」に改める。

第四十四条第一項中「通常の課程」を「全日制の課程」に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下定時制の課程と称する。)」を「定時制の課程」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするものその他政令で定めるものに係る第四條に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

通信制の課程に關し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在學する生徒が、技能教育のため

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 学校教育法等の一部を改正する法律案

一四六

の施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。

第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。

第六十五条中「究めて」を「きわめて」に改める。

第七十条中「第四十五条を削る」。

第七十一条中「夫」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「（強度の弱視者を含む。以下同じ）」を加え、「聾者」を「聾者（強度の難聴

者を含む。以下同じ。）」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

改める。

盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十四条中「学齢生徒の中」を

「学齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を

「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十五条第一項各号を次のように改める。

一 精神薄弱者
二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他心身に故障のある者

で、特殊学級において教育を行なうことが適当なものを

第七十六条中「第二十一条」の下に「（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十五条から第四十八条まで、第五十条」を「第四十六条から第五十条まで」に改め、「養護学校に」の下に「第五十四条

の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に」を加える。

第八十四条第一項及び第二項中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）」に改め、同条第四項中「第二項」を

「前項」に改め、同条第三項を削る。

第八十九条中「六箇月」を「六月」に、「禁錮」を「禁固」に改める。

第九十四条中「左に」を「次に」に改める。

第九十七条中「夫」を「それぞれ」に改める。

第一百零二条第一項中「ろ、学校」を「聾学校」に改める。

第一百零二条の二中「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある」

を「精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第九十四条中「左に」を「次に」に改める。

第九十七条中「夫」を「それぞれ」に改める。

を「精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

「因つて」を「よつて」に、「因る」を「よる」に改める。

第五十条第一項第二号を次のように改める。

一 私立学校の設置廃止（高等学校の全日制的課程（学校教育法第四条に規定する全日制的課程をいう。）、定時制の課程（同法同条に規定する定時制の課程をいう。）、及び通信制の課程（同法同条に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）、大学の学部及び大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに同法第五十四条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更並びに私立高等学校の通信制の課程で同法第四十五条第三項に規定するもの（以下「広域の通信制の課程」という。）に係る学則の変更の認可を行なうこと。

第十零四条第四項中「ろ、学校」を「聾学校」に改める。

第三十条第一項第三号を次のように改める。

三 その設置する私立学校の名

称及び当該私立学校に課程、

学部、大学院、学科（高等専門学校の学科に限る。）又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

第五十一条第四項及び第五項中「但書」を「ただし書」に改める。

第五十三条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第五十五条中「因り」を「より」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（文部大臣の承認）

第六十四条の二 都道府県知事である所轄庁は、広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人について第三十条第一項、第四十五条、第五十条第二項又は第五十二条第二項の規定による認可又は認定（第四十五条の規定による認可にあつては、広域の通信制の課程に係る事項で、文部大臣が定めるものに係る認可に限る。）を行なう場合には、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

第六十五条中「前条」を「第六十四条」に改める。

附則第十二項を次のように改める。

12 第五条第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、「開設廃止並びに同法第百五条の規定による通信教育の開設廃止」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、

（高等学校の通信教育の経過措置）
2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、

文部大臣の定めるところにより、この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第四条の規定により通信制の課程の設置についてされた認可とみなし、この法律の施行の日前において、旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育は、文部大臣の定めるところにより、新法第四十五条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育とみなす。

3 この法律の施行の際、現に存する学校法人で当該学校法人の設置する私立学校に課程、学部、大学院又は部を置くものの寄附行為については、この法律による改正後の私立学校法第三十条第一項第三号の規定にかかわらず、新たに私立学校を設置する場合又は既に設置されている私立学校に新たに課程、学部、大学院若しくは部を置く場合を除き、この法律の施行の日から五年間は、なお従前の例による。

（文部省設置法の一部改正）
4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

九の二 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

（文部省設置法の一部改正）

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第六号中「ろ、学校」を「高等学校」に改める。
第五十条第一項第十四号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同条同項第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

十九の五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

（学校教育法の一部改正）
第八十条第九号中「ろ、学校」を「高等学校」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

（文部省設置法の一部改正）

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第六号中「ろ、学校」を「高等学校」に改める。
第五十条第一項第十四号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同条同項第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

十九の五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

（学校教育法の一部改正）
第八十条第九号中「ろ、学校」を「高等学校」に改め、同号の次に次の一号を加える。

（文部省設置法の一部改正）
4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

九の二 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

（文部省設置法の一部改正）

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第六号中「ろ、学校」を「高等学校」に改める。
第五十条第一項第十四号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同条同項第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

十九の五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

（学校教育法の一部改正）
第八十条第九号中「ろ、学校」を「高等学校」に改め、同号の次に次の一号を加える。

（文部省設置法の一部改正）
4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

校を設置する学校法人に係る認可等に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長櫻内義雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 ただいま議題となりました内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案の要点は、一、高等学校の通信教育を独立の通信制課程として、この課程のみを置く高等学校の設置を認める。二、一般工場の技能教育施設中、文部大臣の指定するものにおける学習を、定時制または通信制の高等学校の教科の一部の履修とみなすことができるようにする。三、幼稚園または高等部のみの育、ろり、養護学校を認める。四、小学校の学齢児童が満十二才までに小学校の課程を修了し得ない場合には、なお満十五才まで就学義務があるものとする。その他関係法律の整備等であります。

本案は、去る九月二十五日当委員会に付託となり、十月四日政府から提案理由の説明を聴取し、十月十三日本案

に対する質疑を終了、日本社会党を代表して村山喜一君から反対の討論があり、次いで採決の結果、起立多数をもって本案は原案の通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 水資源開発促進法案

(内閣提出)

日程第四 水資源開発公団法案

(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第三、水資源開発促進法案、日程第四、水資源開発公団法案、右両案を一括して議題といたします。

右 水資源開発促進法案

国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

水資源開発促進法

(目的)

第一条 この法律は、産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保するため、特定の河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基礎調査)

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

(水資源開発水系の指定)

第三条 内閣総理大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の

総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2 内閣総理大臣が水資源開発水系の指定をするには、関係の決定を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたとき、これを公示しなければならない。

(水資源開発基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、関係の決定を経なければならない。

3 基本計画には、治山治水及び電源開発について十分の考慮が払われているなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標

二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(水資源開発審議会)

第六条 総理府に、附属機関として、水資源開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は前項に規定する重要事項について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第七条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ、委員は、非常勤とする。

- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 第八条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。
- 第九条 審議会は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 関係行政機関の長は、審議会の会議に出席して、意見を述べることが出来る。
- 第十条 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。
- (国土総合開発計画等との調整)
- 第十一条 国土総合開発計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。
- 2 電源開発基本計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が電源開発調整審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

- 発調整審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。
- (基本計画に基づく事業の実施)
- 第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。
- (基本計画の実施に要する経費)
- 第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。
- (損失の補償等)
- 第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (総理府設置法の一部改正)
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
- 第十五条第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項の次に次のように加える。

- 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと
- (経済企画庁設置法の一部改正)
- 3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
- 第四条第二十号の次に次のように加える。
- ヨ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)
- 第九条に次の一号を加える。
- 十三 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に關すること。
- 理 由
- 最近における産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保するため、水資源開発水系について水資源開発基本計画を決定し、これに基づく事業の実施を推進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 水資源開発公団法案
- 右 国会に提出する。
- 昭和三十六年九月二十五日
- 内閣総理大臣 池田 勇人

- 水資源開発公団法
- 目次
- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条—第十七条)
- 第三章 業務(第十八条—第二十五条)
- 第四章 水資源開発施設に關する費用(第二十六条—第三十三条)
- 第五章 財務及び會計(第三十四条—第四十七条)
- 第六章 監督(第四十八条—第四十九条)
- 第七章 雑則(第五十条—第五十一条)
- 第八章 罰則(第五十八条—第六十一条)
- 附 則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 水資源開発公団は、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の規定による水資源開発基本計画(以下「水資源開発基本計画」という。)に基づく水資源の開発又は利用のための事業を実施すること等により、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

- (法人格)
- 第二条 水資源開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。
- (事務所)
- 第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。
- 2 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
- (登記)
- 第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- (名称の使用制限)
- 第五条 公団でない者は、水資源開発公団という名称を用いてはならない。
- (民法の準用)
- 第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。
- 第二章 役員及び職員
- (役員)
- 第七条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 水資源開発促進法案外一案

(役員)の職務及び権限

第八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員)の任命

第九条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員)の任期

第十条 役員は、四年とする。ただし、補欠の役員は任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員)の欠格事項

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又は、これらの者が法人であるときは、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第十二条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 総裁及び副総裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第十六条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設(当該施設のうち発電に係る部分を除く。)(の新築又は改築を行なうこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設
ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二 前号の業務を行なうことにより生じた施設(以下「水資源開発施設」という。)の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

三 水資源開発施設についての災害復旧工事を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、次の業務を行なうことができる。ただし、第三号及び第四号の業務を行なうについては、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

二 前項第一号イの施設のうち発電に係る部分の新築、改築若しくは管理又はこれについての災害復旧工事を行なうこと。

三 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行なうこと。

四 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行なうこと。

(事業実施方針)

第十九条 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき、水資源開発基本計画に基づいて事業実施方針を定め、内閣総理大臣を経てこれを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

第二十条 公団は、第十八条第一項第一号の業務を行なうときは、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施方針に

基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとする場合において、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする者が特定しているときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その者の意見をきくとともに、第二十九条の規定による当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の負担についてその者の同意を得なければならぬ。当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区が特定しているときも、同様とする。

3 土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、総会の議決を経、かつ、その組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

(施設管理方針)

第二十一条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一

項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公団に指示することができる。この場合において、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(施設管理規程)

第二十二條 公団は、第十八条第一項第二号の業務を行なうとする場合においては、政令で定めるところにより、かつ、前条の施設管理方針が指示されているときはこれに基づいて、施設管理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(河川法の特例)

第二十三條 公団は、第五十五條第二号に規定する施設(以下「特定施設」という。)の新築又は改築について、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第七条(河川に関する工事等)(同法第五条(河川法の準用)の規定により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、同法にいう河川に関する工事を行なうことができる。

2 公団が特定施設の新築又は改築を完了したときは、河川法第四條第二項(河川の附属物)(同法第五條の規定により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、建

設大臣が、これを河川の附属物として認定することができる。

3 建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4 第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三條(私権の排除)の規定は、適用しない。

5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九條(河川行政の監督)(同法第五條の規定により準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定める。

7 公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては、

政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政庁の権限を行なうことができる。

8 公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大臣は、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定施設の操作に関する建設大臣の指揮)

第二十四條 建設大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関し、政令で定めるところにより、公団を指揮することができる。

(危害防止のための通知等)

第二十五條 公団は、水資源開発施設を操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第四章 水資源開発施設に関する費用

(特定施設に係る国の交付金等)

第二十六條 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項の規定による都道府県の負担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七條 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 水資源開発促進法案外一案

4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の適用に関しては、同法第四条第一項(国庫負担率)及び第四条の二(連年災害における国庫負担率の特例)の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に掲げるもののほか、第一項の規定により災害復旧工事に要する費用(政令で定めるものを除く。)として公団に交付される金額を含むものとする。

(費用の負担)

第二十八條 特定施設の新築又は改築に係る第二十六條第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張することにより当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。

第二十九條 公団は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは

工業用水道の用に供する者又は水資源開発施設(特定施設でその新築又は改築に係る第二十六條第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものを除く。)を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築、改築及び管理並びにこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

第三十條 第十八條第一項第一号から第三号までの業務(特定施設でその新築又は改築に係る第二十六條第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものに係るものを除く。)であつて、かんがい排水に係るものの受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県は、政令で定めるところにより、その業務に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

(受益者負担金)

第三十一條 公団は、水資源開発施設の新築又は改築によつて著しく利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができる。

(強制徴収)

第三十二條 第二十八條第一項、第二十九條又は前条の規定による負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は公団は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 都道府県知事又は公団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 都道府県知事又は公団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあつては地方税の滞納処分例により、公団にあつては内閣総理大臣の認可を受けて国税の滞納処分例により、滞納処分をすることが出来る。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 都道府県知事又は公団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日

からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、当該都道府県の条例又は総理府令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の規定により都道府県知事が徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第三十三條 第二十九條の規定により土地改良区が費用を負担する場合においては、当該負担金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十六條第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第三十八條(賦課金等の徴収の委任)並びに第三十九條(賦課金等の徴収)の規定を適用する。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十四條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第三十五條 公団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十六條 公団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十七條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に、内閣総理大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八條 公団は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足

額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

(借入金及び水資源開発債券)

第三十九条 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義

務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)
第四十条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

(債務保証)

第四十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條(保証契約の禁止)の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第四十二条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第四十三条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第四十四条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)

第四十五条 公団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第四十七条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

第四十八条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、必要な調整をすることができる。

(報告及び検査)
第四十九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)
第五十条 公団の解散については、別に法律で定める。

(訴願)

第五十一条 この法律の規定に基づいて都道府県知事又は公団がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

(協議)

第五十二条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

一 第三條第二項、第十八條第二項ただし書、第三十五条又は第

四十五条の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二 第三十七條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十七條の規定により総理府令を定めようとするとき。

第五十三条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項又は第二十二條の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十八條第二項の規定による命令をしようとするとき。

第五十四条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十八條第二項ただし書、第三十五条、第三十九條第一項、第二項ただし書若しくは第六

項、第四十二條又は第四十五条の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二 第三十七條第一項又は第四十六條の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十四條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十七條の規定により総理府令を定めようとするとき。

(主務大臣)

第五十五条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 水資源開発促進法案外一案

一 役員及び職員並びに財務及び

会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二 洪水(高潮を含む)防禦の機

能又は流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

三 前号の多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設(多目的のものを含む)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

(内閣総理大臣の権限の委任)
第五十六条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができ

(他の法令の準用)

第五十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第五十八条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条 前二条の規定の適用については、この法律の規定(第五十六条の規定を除く)中内閣総理大臣又は主務大臣とあるのは、第五十六条の規定により権限の委任を受けた経済企画庁長官を含むものとする。

第六十一条 第五条の規定に違反して水資源開発公団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)
第二条 内閣総理大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に水資源開発公団という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間、適用しない。

第七条 公団の最初の事業年度については、第三十四条の規定にかかわらず、政令で別段の定めをすることができ

第八条 公団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十五条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ五中「愛知用水公団」を「水資源開発公団」又は「愛知用水公団」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ五ノ三中「愛知用水公団」を「水資源開発公団」又は「愛知用水公団」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四を次のように改める。

四の四 水資源開発公団及び愛知用水公団

(法人税法の一部改正)
第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)第十八条第一項第一号に掲げる施設

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「農地開発機械公園」の下に「水資源開発公団」を加える。

(治山水緊急措置法の一部改正)
第十六条 治山水緊急措置法(昭和三十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「施行するもの及び」を「施行するもの」に改め、「補助するもの」の下に「及び水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を加え、同項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)第十八条

第一項第一号及び第二号の事業

(治水特別会計法の一部改正)

第十七条 治水特別会計法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 法第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第二項第五号に規定する事業に係る水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)第二十六條第三項又は第二十七條第三項の規定による都道府県の負担金及び同法第二十八條第二項の規定による納付金

第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第二項第五号に規定する事業に係る国の交付金
第七条第一項中「費用」の下に「及び第一項第二項第五号に規定

する事業に係る交付金」を加える。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第十八条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「前項」を「第二項」に改め、附則中第十一項を第十二項とし、第三項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定の適用上、水資源開発公団が施行する水資源開発施設の構築又は改築の工事のうちその費用の一部を都道府県が負担する政令で定めるものは、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令の規定による国の負担総額、この法律の規定による国の負担総額及び通常の国の負担割合による国の負担総額並びに同項後段に規定する数又は率の算定について、政令で定めるところにより、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令に規定する事業又は開発指定事業とみなす。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十九条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本住宅公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第七号の次に次の一号を加える。

七の二 水資源開発公団を監督すること。

(農林省設置法の一部改正)

第二十二條 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部

を次のように改正する。

第九条第一項第十五号中「及び農地開発機械公園」を「農地開発機械公園及び水資源開発公団」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第二十三条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のように加える。

々 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)第九条に次の一号を加える。

十四 水資源開発公団に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)
第二十四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 水資源開発公団に関すること。

理由

最近における産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保する等のため、水資源開発公団を設立し、これに水資源開発促進法の規定による水資源開発基本

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 水資源開発促進法案外一案

計画に基づく事業等を総合的かつ効率的に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長二階堂進君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕

○二階堂進君 ただいま議題となりました二法律案につき、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、水資源開発促進法案について申し上げます。

最近における産業の発展、都市人口の増加に伴い、各種の用水に対する需要は激増し、この傾向は今後もますます強まるものと考えられるのであります。これら水不足の事態に対処するためには、積極的に水資源を開発し、かつ、水の合理的な使用をはからねばならないのであります。このため水系を一貫して、総合的に水資源の開発、利用をはかるための計画を構立することが何よりも必要でありまして、これが本法案の提案された理由であります。その要旨は次の通りであります。

第一に、内閣総理大臣は、水資源の総合的な開発、利用の合理化を促進する必要がある河川を水資源開発水系として指定することでありまして、第二は、指定された水系について水資源開発基本計画を作成することでありまして、第三は、水系の指定、基本計画に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に応じ調査審議するため、水資源開発審議会を設置すること等がそのおもなる内容であります。

次に、水資源開発公団法について申し上げます。

水資源開発促進法による基本計画に基づいて、これらの事業を国、地方公共団体とともに、総合的かつ効率的に施行するための事業主体として、独立の法人格を有する特別法人水資源開発公団を設立するため、本法案が提案されたのであります。その要旨は次の通りであります。

第一は、公団の役員として総裁、副総裁、理事、監事等を置き、任期を四年といたしております。

第二は、ダム、水路等水資源の開発、利用のための建設、管理を行なうことが公団の中心的業務であります。これが、これらの業務を実施するには、事業の実施計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を得なければならないことといたしております。

第三点といたしまして、公団が行なう建設工事のうち、洪水防衛等のいわゆる治水目的を有する工事については、公団は、河川法にいう河川に関する工事を行なうことができる特例を設けております。

そのほか、公団が行なう工事の費用の負担、財務、会計、公団の監督等についての規定を整備いたしております。

本二法案は、過ぐる三十八国会において本委員会に付託され、地方行政、農林水産、商工、社会労働委員会等との連合審査会を開き、あるいは長野、群馬、滋賀の各県知事、愛知用水公団理事等から意見を聴取する等、慎重に審議を尽くしたのであります。前国会においては審議未了と相なつたため、本国会に再び提案され、去る九月二十五日本委員会に付託、十月四日提案理由の説明を聴取し、重ねて慎重に審議を進めて参つたのであります。審議の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、十月十三日質疑を終了いたしました。日本社会党より水資源開発公団法案に対する修正案が提案され、石川次夫君より提案理由の説明がありました。

施設の管理規程を作成する場合、関係都道府県知事の意見を聞く、または協議する、という原案を、すべて関係都道府県知事の同意を得るということに修正せんとするものであります。

次に、自由民主党、民主社会党両党の水資源開発促進法案、水資源開発公団法案、二法案に対する修正案について、自由民主党瀬戸山三男君より提案理由の説明がありました。

その修正案の要旨は、促進法案については、既成都市への水の供給のみならず、今後開発される地域についても適用し、また水源の保全涵養並びに後進地域の開発について十分考慮しなくてはならない。修正し、公団法案については、主務大臣が施設の管理方針を定める場合、都道府県知事の意見を聞き、また、公団が施設の管理規程を作る場合、関係都道府県知事に協議するより修正を行なわんとするものであります。

続いて、討論を省略し、採決に入りましたが、日本社会党は、この両法案につき、その趣旨には賛成であるが、事業実施の円滑を期するため、事業実施方針等につき、都道府県知事の同意を得なければならないとする公団法案の修正がいられないため、水資源開発促進法案についても反対、自由民主党、民主社会党提出の修正案の通り多

数をもって修正議決し、次に、水資源開発公団法案について、日本社会党提出の修正案を少数をもって否決、自由民主党、民主社会党提出の修正案の通り多数をもって修正議決いたしました。

なお、両法案には、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案として附帯決議を付する動議が出され、全会一致をもって可決されました。附帯決議の内容については会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

水資源開発促進法案に対する修正案(委員会修正)

水資源開発促進法案の一部を次のように修正する。

第一条中「産業の発展」を「産業の開発又は発展」に、「水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給」を「用水を必要とする地域に対する水の供給」に、「特定の」を「水源の保全かん養と相まつて」に改める。

第四条第三項中「及び電源開発」を、「電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発」に改める。

水資源開発公団法案に対する修正案(委員会修正)
水資源開発公団法案の一部を次のように修正する。
第二十一条中「協議しなければならぬ」を「協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない」に改める。

第二十二条中「作成し」の下に「関係都道府県知事に協議するとともに」を加える。
○副議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。
両案の委員長報告はいずれも修正

であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告の通り決しました。

日程第五 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
○副議長(原健三郎君) 日程第五、日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
右
国会に提出する。
昭和三十五年七月十三日
内閣総理大臣 岸 信介

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
三五検第一〇一号
昭和三十五年六月十四日
明書
内閣総理大臣 殿
日本放送協会昭和三十三年度貸借対照表等の回付について
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

会計検査院長 山田 義見

一、昭和三十三年度財産目録
財産目録

昭和三十四年三月三十一日現在

科目	内		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)			
流動資産			
現金預金	現 金	一、一〇一、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇
	銀行預金	一、六四八、九九九	一、六四八、九九九
	振替貯金	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
	小口現金を含む		

受信料未収金		その他の流動資産	
ラジオ受信料未収金	一、八三、六四、九九	未 収 金	四、二九、〇四
未収受信料欠損引当金	一〇、〇〇、〇〇〇	有 価 証 券	二四、〇四、〇〇〇
テレビジョン受信料未収金	二、八五、一六六	差入保証金	二〇、七四、〇〇〇
未収受信料欠損引当金	五、〇〇、〇〇〇	差入保証有価証券	五、四一、〇〇〇
テレビジョン受信料未収金の徴収不能見越額	△	保管有価証券	二、五〇、〇〇〇
ラジオ受信料未収金の徴収不能見越額	△	自動車損害賠償支払準備資産	四、〇〇〇、〇〇〇
テレビジョン受信料未収金の徴収不能見越額	△	自動車損害賠償支払準備金の引当資産	一〇、三六、八三
放送受信用機器修理業務用物品	七、四〇、〇〇〇	仮 払 金	一、〇三六、八三
事務用備品消耗品外	七、〇〇、〇〇〇		
前払借入金利息外	三、八四、九七		
	五〇、二四、九七		

一五八

[illegible]

三、昭和三十三年度貸借対照表

昭和三十四年三月三十一日現在

三、昭和三十三年度貸借対照表

三、昭和三十三年度貸借対照表

一五九

昭和三十三年十月十七日 衆議院會議録第十号 日本放送協會昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三、昭和三十三年 損益計算書

昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで

(科目)	(金額)
事業収入	一、三三、七〇、六三三
受取金	一〇、九八、〇〇〇
雑収入	一、六四、〇五〇、三六三
事業収入合計	二、〇八、一三〇、六六六
事業支出	一〇、六八、〇八六、四六三
減価償却費	四、七、九三三、八四五
雑支出	四、三、六八八、〇八八
事業支出合計	一五、〇五九、九三三、三六六
当期ラジオ関係剰余金	五、九七〇、七三三
(テレビジョン)	
事業収入	四、九八、五八六、二〇〇
受取金	三、五〇〇、五三三
雑収入	五、〇二一、〇六六
事業収入合計	一三、四九六、一〇五
事業支出	三、三九、七六二、六四四
減価償却費	三、五、八八四、二四五
雑支出	六、八、三六六、四〇二
事業支出合計	一三、四四〇、三三二
当期テレビジョン剰余金	八、〇五五、七七三
当期剰余金	一三、五四六、八七八

四、昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一、決算概要

協会の昭和三十三年度決算の結果について、その概要を説明すれば、まず財産目録と貸借対照表では、昭和三十四年三月三十一日現在における固有資本は、三十二億五、一九五万円、これに対し資産は、一五、三億七、〇三〇万円、負債は九、六億一、七三六万円、資産から負債と固有資本を差引いた剰余金は二十五億九、九万円である。

このうち当期剰余金は八億六、五七五万円、その内訳はラジオ関係で五、八七二万円、テレビジョン関係で八、七〇三万円である。

次に損益計算書では、ラジオ関係とテレビジョン関係とあわせて、事業収入は一、六六億二、九四五万円、事業支出は一、五七億六、三七〇万円、差引当期剰余金は八億六、五七五万円となつた。

次に財産目録と貸借対照表及び損益計算書の内容について説明する。

二、財産目録と貸借対照表

これを資産の部、負債の部、資本の部の順にしたがい説明する。

(1) 資産の部

当年度末の資本総額は、前年度末に比し、五一億六、三〇九万円の増で、一五、三億七、〇三〇万円となつたが、その内容は次に示すとおりである。

イ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末に比し、一〇億二、〇三三万円の増で、二三億五、八八五万円となつたがこれは主として手持資金、電話公債、建物賃借保証金等の増によるもので、その内容は次のとおりである。

○現金預金 一六億六、六〇一万円

手持資金一六億四、三八四万円のほか未償還放送債券関係(元本、利札)二、二一七万円を含む。

○受信料未収金 一億三、六五一万円

これは当年度末の受信料未収額二億九、七五二万円から、翌年度における徴収不能見込額一億六、一〇〇万円を欠損引当金(損益計算書の事業支出関連経費中に未収受信料欠損償却として含まれている)として差引計上したもので、その内訳は、ラジオ関係受信料未収金七、四六二万円、テレビジョン関係受信料未収金六、一八九万円である。

○委託修理業務用物品 七三〇万円

これは放送法第九条第二項により行つてゐる受信機の委託修理用物品のほか受信者への実費頒布用受信障害防止器の当年度末棚卸額である。

○貯蔵品 七〇一万円

主として一般事務用備品消耗品の当年度末棚卸額である。

○前払費用 三二、八九万円

長期借入金の前払利息のほか、前払図書雑誌等の未経過分で、翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産

五億九一二万円

これは主として電話公債、建物賃借保証金及び国際放送関係政府交付金の未収分等である。

□固定資産

当年度末の固定資産は前年度末に比し、建設による増は四七億七五五六万円であるが、当年度減価償却引当金七億五三八三万円その他増減の結果四〇億二九四三万円の増で、一二三億一九三万円となった。上記建設による増は、当年度建設計画に基き、主として東京放送会館新館、福岡、札幌放送会館の建設、東京、大阪教育テレビジョン局の建設、新潟、盛岡、旭川、富山、高知、長崎ほか一四カ所のテレビジョン放送局の建設、静岡、防府、秋田、京都、岡山、佐賀ほか一六カ所のラジオ関係放送所の増力工事、東京、広島、福岡ほか五カ所の業務用宿舎（世帯寮）の建設等を実施したためであり、その資産別内訳は次表のとおりである。

区 分	ラジオ関係施設	テレビジョン関係施設	計
土地	二億三九六万円	一億六三三万円	一億三億六四四万円
建物	三億三二五万円	八億九四九万円	四億二億七六四万円
構築物	六億六八八万円	七億五五五万円	一億三億二四三万円
機械	一億六五〇万円	三億九三三万円	四億五億八三三万円
器具什器	八五〇万円	一億九百九万円	一億二億八四九万円
建設仮勘定	七億七九三万円	一億〇五五万円	九億八億四八八万円
計	八〇億二七二万円	四億三億三三万円	一億三億一六五五万円

(注一) 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金を差引いた額である。

(注二) 建設仮勘定は主として、東京放送会館新館、福岡放送会館、札幌放送会館、東京業務用宿舎の建設等の工事関係で、当年度末において、未完成のものである。

ハ特定資産（減価用放資）

これは放送法第四十二条第三項によつて積立てた放送債券償還のための資金であるが前年度末に比し、九二四〇万円の増で、当年度末は五億八四六〇万円となったものである。

ニ繰延勘定

これらはすべて翌年度以降にわたり費用となるものであるが、その計上額は前年度末に比し、三九二二万円の増で一億六九二万円となった。これは主として放送債券発行差金の増によるもので、その内容は次のとおりである。

○前払費用

三〇八七万円

局舎賃借料、RCA光学録音装置借用権利の前払分である。

○放送債券発行差金

七六〇五万円

放送債券発行の際生ずる額面金額と売出金額との差金及び諸手数料等は、すべて償還期限に応じ毎年度償却されているが（損益計算書の事業支出関連経費中に放送債券発行差金償却として含まれている）その未償却残額であり、ラジオ関係五三七八万円、テレビジョン関係二二七万円である。

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末に比し、四二億七三九五万円の増で、九六億一七三六万円となったが、その内容は次のとおりである。

イ流動負債

当年度末の流動負債は前年度末に比し、五億七〇二〇万円の増で一億六三三九六万円となったが、これは主として当年度末における建設機器関係未払金の増によるもので、その内容は次のとおりである。

○未払金

一〇億八三五万円

これは特殊映像機器高圧受配電装置各種放送機器各種真空管その他物品購入代金の未払分及び未償還放送債券の元本、利札分等である。

○受信料前受金

一九九万円

これは翌年度以降分の受信料収納額で、ラジオ関係一五九万円、テレビジョン関係四〇万円である。

○その他の流動負債

七八四四万円

放送謝金、職員給与等の源泉徴収所得税の仮受金、集金委託の際の保証預り金等である。

ロ固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末に比し三七億三七五万円の増で、八四億五三三〇万円となったが、その内訳は次表のとおりである。

区 分	三十二年度末	三十三年度中	三十三年度末	備考
放送債券	一〇億七〇〇万円	九億三〇〇万円	四億四〇〇万円	増は新規発行、減は満期償還及び償還
ラジオ	一億三〇〇万円	一億円	一六〇〇万円	増は新規発行、減は満期償還及び償還
テレビジョン	二億九〇〇万円	二億二〇〇万円	三億二〇〇万円	増は新規発行、減は満期償還及び償還
計	一四億九〇〇万円	一四億三〇〇万円	一八億〇〇〇万円	

計	長期借入金			
	ラジオ	簡易保険	局借入	銀行借入
計	一億六千九百九十九万円	八億円	三億五千萬円	九億三千四百九十九万円
固定負債合	四億七千九百九十九万円	四億七千九百九十九万円	八億三千四百九十九万円	八億三千四百九十九万円
計	二億六千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
銀行借入	二億六千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
簡易保険		三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
局借入		三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
住宅公団		三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
融資		三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
テレビジ		三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
ヨソ		三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
銀行借入		三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
計	二億六千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円	三億七千九百九十九万円
固定負債合	四億七千九百九十九万円	四億七千九百九十九万円	八億三千四百九十九万円	八億三千四百九十九万円

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末に比し、八億八千九百九十九万四千四百円増、五億七千九百九十九万四千四百円増となつたが、その内容は次のとおりである。

イ 固有資本

これは前年度末と同額である。

ロ 剰余金

二億九千九百九十九万円

このうち積立金は、前年度末までの剰余金及び欠損金の累計であつて、ラジオ関係は積立金三億六千九百九十九万円、テレビジョン関係は繰越欠損金一億七千九百九十九万円、差引積立金一億六千九百九十九万円となつた。

また当年度中の剰余金は、ラジオ関係で五億八千九百九十九万円、テレビジョン関係で八億七千九百九十九万円、当期剰余金合計は八億六千九百九十九万円となつた。

三、損益計算書

これをラジオ関係、テレビジョン関係の順にしたがい説明する。

(1) ラジオ関係

ラジオ関係においては、事業収入一億六千九百九十九万円に對し、事業支出は一億五億九千九百九十九万円となり、差引当期剰余金は五億八千九百九十九万円となつた。これを前年度決算と比較すれば、事業収入は二億八千九百九十九万円の増、事業支出は六億七千九百九十九万円の増となり、したがつて当期剰余金は三億九百九十九万円の減となつた。

次に事業収入及び事業支出の内容は次のとおりである。

イ 事業収入

事業収入の増は主として受信契約者の増に伴う受信料の増によるものであるが、その内容は次のとおりである。

○受信料

一億三千三百七十七万円

前年度決算に比し、二億六千六百七十七万円の増となつたが、有料受信者数は当年度内において、三万の減を見、当年度末一億九千九百九十九万となつた。これは受信者の早期契約締結運動を積極的に推進したが、他方年度末近く廃止者が増加したためである。

○交付金収入

一億六千九百九十九万円

これは国際放送交付金八千九百九十九万円、海外放送受信業務受託経費二億〇〇〇万円等で、前年度決算に比し、九千九百九十九万円の減となつた。

○雑収入

一億六千四百〇五万円

これは預金利息五千二百八十二万円、役務収入四億九千九百九十九万円のほか、部外に対する技術協力費、不用品処分代金受信機委託修理工料等で、前年度決算に比し、二億四千九百九十九万円の増となつた。

ロ 事業支出

上記収入財源をもつて、当年度事業運営計画に基き、事業の推進に積極的努力を払つたが、その内容は次のとおりである。

○事業費

一億六千八百〇九万円

これを人件費、物件費別に前年度決算と比較すれば、次のとおりである。

区 分	当 年 度 決 算	前 年 度 決 算 比
人 件 費	三億九千九百九十九万円	二億九千九百九十九万円増
物 件 費	七億七千九百九十九万円	五億九千九百九十九万円増
事 業 費 合 計	一億六千八百〇九万円	七億七千九百九十九万円増

即ち、これら事業費はいずれも教育、教養放送の拡充、報道、慰安番組ならびにローカル放送の内容充実、FM放送の開設、受信者へのサービスの強化、技術研究調査部門の強化、国際放送の拡充ならびに放送番組に関する世論調査と番組研究、カラーテレビジョン実用化の促進等を積極的に実施するとともに、他方増収及び経費の節減により、職員待遇改善を行つた成果である。

○減価償却費

四億四千九百九十九万円

これは建物、構築物、機械、器具什器の償却費で、前年度決算に比し、二億一千九百九十九万円の減となつた。これは当年度は財政収支の均衡をはかるため特に減価償却を所定の七五％に止め、不足額については、次年度以降に繰り延べることとしたためである。

○関連経費

四億一三六万七千円

これは未収受信料欠損償却(受信料未収額のうち、翌年度徴収不能見込額)一億九〇〇万円、放送債券発行差金償却九四八万円、支払利息一億二八四万円、工事特別雑損一億六六一八万円等で、前年度決算に比し、八二一八万円の増となつた。

(2) テレビジョン関係

テレビジョン関係においては、事業収入五〇億二〇四万円に対し、事業支出は四二億一四〇一万円となり、差引当期剰余金は八億七〇三万円となつた。これを前年度決算と比較すれば、事業収入は二六億二九五三万円の増、事業支出は二〇億六〇七五万円の増となり、したがって、当期剰余金は五億六八七八万円の増となつた。

次に事業収入及び事業支出の内容は、次のとおりである。

イ 事業収入

事業収入の増は、主として受信契約者の増加に伴う受信料の増によるものであるが、その内容は次のとおりである。

○受信料

四九億八九五万四千円

前年度決算に比し、二六億一三二七万円の増となつたが、これは長野、新潟、盛岡、富山、室蘭、旭川、高知、佐世保、長崎等のテレビジョン局開設によるサービスエリアの拡大と、テレビジョン施設の改善を図り受像効果を高めるとともに他方、事業の周知につとめたためである。即ち、有料受信者数は、当年度内において、一〇七万増をあげ、当年度末一九八万となつた。

○雑収入

三二五〇万円

これは預金利息その他で、前年度決算に比し、一六三三万円の増となつた。

ロ 事業支出

上記収入財源をもつて、当年度事業運営計画に基づき、事業の推進に積極的努力を払つたが、その内容は次のとおりである。

○事業費

三二億六九七六万六千円

これを人件費、物件費別に前年度決算と比較すれば、次のとおりである。

区 分	当 年 度 決 算	前 年 度 決 算 比
人 件 費	六億三三九万円	三億一八六万円増
物 件 費	三億四四七万円	一億二六〇万円増
事 業 費 合 計	三億八八六万円	一六億八五五万円増

即ち、これら事業費の増は、総合放送番組の充実拡充と教育テレビジョン放送の開始、テレビジョン局開設に伴う専用回線その他維持費の増加、放送設備の整備補修、ならびに受信契約者数及び放送時間の増加等による現業要員の増員を行い、他方増収経費の節減により、職員の手当改善をはかつた結果である。

○減価償却費

三億五八九万円

これは建物、構築物、機械、器具什器の償却費で、前年度決算に比し、一億九九七万円の増となつた。

○関連経費

六億三八三六万円

これは未収受信料欠損償却(受信料未収額のうち、翌年度徴収不能見込額)五二〇〇万円、放送債券発行差金償却七〇六万円、支払利息三億二二七万円、及び工事特別雑損二億五九二二万円等、前年度決算に比し、二億六三三二万円の増となつた。これは主として、工事特別雑損の増によるものである。

(3) 当期剰余金

上記のとおり、ラジオ関係、テレビジョン関係の事業収支の結果は、ラジオ関係当期剰余金五八七二万円、テレビジョン関係当期剰余金八億七〇三万円となつた。

四 予算制度上の後期繰越収支剰余金

最後に予算制度上の資本収支、事業収支ならびに後期繰越収支剰余金について、簡単に説明すれば次表のとおりである。

区 分	ラ ジ オ	テ レ ビ ジ ョ ン	備 考
前期繰越収支剰余金 a	四億六三八万円	三億七五九万円	
資 本 収 入	三億四四六万円	三億三〇二万円	放送債券、長期借入金、売却固定資産、減価償却引当金、放送債券償還積立金、放送回金
資 本 支 出	二億六六二万円	三億三三三万円	建設費、放送債券償還積立金繰入、諸返還金
内建設費の工事特別雑損	(億六八八万円)	(億六六六万円)	
資本収支差引 b	△五億二三六万円	△三億二二二万円	
事 業 収 入	二億八四二万円	五億三〇四万円	受信料、交付金収入、雑収入
事 業 支 出	二億八三二万円	五億五七〇万円	事業費、減価償却費、関連経費
事業収支差引 c	二億〇一〇万円	二億七三三万円	
後期繰越収支剰余金 A	一億七〇三万円	二億九三三万円	
損益計算書剰余金 B	五七三万円	八億〇三三万円	

(注) A=a+b+c

B=b+c+d

なお、前表の予算制度上の後期繰越収支剰余金は翌年度予算実施にあたり、前期繰越収支剰余金として、予算総則第五条により建設費の繰越分に、また同総則第八条により借入金金の返還または設備の改善に充当されることになっている。

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 日本放送協会昭和三十三年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 朗読を省略した議長の報告

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員会理事佐藤洋之助君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔佐藤洋之助君登壇〕

○佐藤洋之助君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和三十三年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に關し、通信委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この日本放送協会決算書類の要点を申し上げますと、昭和三十三年年度末現在における協会の資本総額は五十七億五千二百九十三万四千円、これに照応する資産は百五十三億七千二百九十九万四千円、負債は九十六億七千三百三十五万四千円あります。また、損益では、ラジオ、テレビジョン両放送関係を含ませて、事業収入が百六十六億二千九百四十五万四千円、事業支出が百五十七億六千三百七十七万四千円でありまして、差引当期剰余金は八億六千五百七十四万四千円となっております。

なお、本件には会計検査院においては記述すべき意見はない旨の検査結果が添付されております。

本件は、昭和三十五年七月十三日第三十四回会に提出され、自來通信委員会において審査を続けて参つたのでありますが、去る十月十三日の會議において、討論を省略して採決の結果、

本議案については異議がないと議決すべきものと決した次第であります。これをもって報告を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告の通り決しました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

出席國務大臣

外務大臣 小坂善太郎君
文部大臣 荒木萬壽夫君
郵政大臣 迫水 久常君
建設大臣 中村 梅吉君
出席政府委員
經濟企画院政務次官 菅 太郎君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十三日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十三年年度一般會計歳入歳出決算

昭和三十三年度特別會計歳入歳出決算

昭和三十三年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和三十三年度政府關係機關決算書

一、去る十三日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十三年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和三十三年度國有財産無償貸付状況總計算書

一、去る十三日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十三年度物品増減及び現在額總計算書

(應召議員)

一、去る十三日召集に応じた議員は次の通りである。

栃木県第一区選出 森山 欽司君
(理事補欠選任)

一、去る十三日、通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小泉 純也君(理事大上司君去る七月二十五日委員
辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
赤松 勇君 大原 亨君
前田 義雄君

法務委員
片山 哲君 田中幾三郎君

外務委員
穂積 七郎君 受田 新吉君
西村 関一君 西尾 末廣君

文教委員
井伊 誠一君 松原喜之次君
三宅 正一君 湯山 勇君

社会労働委員
野口 忠夫君 和田 博雄君

農林水産委員
西村 関一君 湯山 勇君
穂積 七郎君 松原喜之次君

通信委員
西尾 末廣君 受田 新吉君

建設委員
齋藤 邦吉君 薩摩 雄次君
丹羽喬四郎君 廣瀬 正雄君

山口 好一君 久保 三郎君
兒玉 末男君 日野 吉夫君

三宅 正一君 田中幾三郎君
阿部 五郎君 加藤 清二君

川俣 清吉君 西村 関一君
玉置 一徳君

予算委員
佐々木良作君 片山 哲君
決算委員 山中 吾郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
日野 吉夫君 柳田 秀一君
地方行政委員 和田 博雄君 野口 忠夫君

法務委員 薩摩 雄次君 片山 哲君

外務委員 田中幾三郎君 西尾 末廣君

文教委員 西村 関一君 受田 新吉君

社会労働委員 井伊 誠一君 松原喜之次君

農林水産委員 大原 亨君 赤松 勇君

通信委員 穂積 七郎君 松原喜之次君
西村 関一君 湯山 勇君

建設委員 受田 新吉君 西尾 末廣君

飯谷 忠男君 前田 義雄君
海部 俊樹君 田澤 吉郎君

久保田四次君 阿部 五郎君
加藤 清二君 西村 関一君

川俣 清吉君 玉置 一徳君
久保 三郎君 兒玉 末男君

三宅 正一君 日野 吉夫君
田中幾三郎君

予算委員 片山 哲君
決算委員 佐々木良作君 赤松 勇君

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員 片山 哲君
決算委員 赤松 勇君

(特別委員辭任)

一、去る十三日、議長において、次の特別委員の辭任を許可した。

災害対策特別委員 保岡 武久君
一、昨十六日、議長において次の特別委員の辭任を許可した。

(特別委員補欠選任)

災害対策特別委員 有馬 輝武君
一、去る十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員 上林山榮吉君
一、昨十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

(議案提出)

一、昨十六日議員から提出した議案は次の通りである。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)

畜産物価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出)

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(細瀬彌三君外七名提出)

旧金鷄勲章年金受給者に関する特別措置法案(内田常雄君外十二名提出)

街燈整備促進法案(川村慈義君外十七名提出)

一、昨十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案(川村慈義君外二名提出、衆法第五号)

一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第八号)

大蔵委員会 付託

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第六号)

畜産物価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第七号)

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

以上四件 農林水産委員会 付託

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

家畜商法の一部を改正する法律案
肥料取締法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

昭和三十六年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案(川村慈義君外二名提出)

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)

畜産物価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出)

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

衆議院會議録第八号中正誤

ハシ 段 行 誤 正
二六 四 九 羅 災 者 羅 災 者

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十六年十月十七日 衆議院會議録第十号

一六六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
（但し紙質紙は二十円）
（配送料共）
発行所 東京都新宿区市谷本町町一五
大蔵省印刷局
電話 九段 四三二一 五文目線廣